

氷見市介護保険事業計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

氷見市

I	計画策定にあたって	1
	第1節 計画策定の背景	1
	第2節 計画の課題	1
	第3節 計画の基本方針	2
	第4節 法令等の根拠	2
	第5節 計画策定に向けた取り組み及び体制	2
	第6節 計画の期間	3
	第7節 他制度による計画の整合調和	3
II	高齢者・要介護（要支援）認定者の現状	4
	第1節 高齢者の現状	4
	第2節 要介護（要支援）認定者の現状	5
	第3節 日常生活圏域ニーズ調査	7
	第4節 介護認定者（要支援）実態調査	8
III	介護保険事業の現状	10
	第1節 給付実績	10
	第2節 サービス基盤	15
IV	地域支援事業の現状	20
	第1節 介護予防事業	20
	第2節 包括的支援事業	22
	第3節 任意事業	22
V	介護保険事業の概要	25
	第1節 人口及び被保険者数の推計	25
	第2節 要介護（要支援）認定者数の推計	25
	第3節 サービス利用者及び利用量の見込の推計	28
VI	介護給付対象サービスの計画	29
	第1節 居宅サービス	29
	第2節 地域密着型サービス	31
	第3節 介護予防サービス	31
	第4節 施設サービス	33
	第5節 各サービス別給付費の推移	33
VII	地域支援事業の展開	34
	第1節 介護予防事業	36
	第2節 包括的支援事業	37
	第3節 任意事業	39
VIII	第1号被保険者保険料の見込み	41
IX	サービス基盤整備	45
	< 参 考 資 料 >	46

I 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

介護保険は、利用者の選択に基づいて保健・医療・福祉にわたる総合的なサービスを提供する新たな社会保障制度として、平成12年4月1日に施行されました。

初年度（平成13年3月末）の要介護（要支援）認定者数は、1,479人、保険給付額では、20億1,200万円余りでした。

平成17年には、制度の持続可能性等の観点に基づく介護保険法の大幅改正があり、認定区分の見直しとともに、予防重視、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たな体系が導入されたため、それに基づくサービス基盤の整備等に取り組んできています。

平成25年度（平成26年3月末）の要介護（要支援）認定者数は、3,099人と初年度末の約2.1倍、保険給付額では、49億4,400万円余りと初年度の約2.5倍となっています。

介護保険制度は、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを総合的・一体的に提供することを目的としています。

第6期計画の策定に当たっては、こうした基本を踏まえ、平成27年度から平成29年度までに必要なサービス量を設定することを目標としつつ、高齢化のピーク時を見据えたサービス提供体制の構築を視野に入れていくこと、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケア」の考え方を基にしています。特に、地域の実情や特性に応じたサービス提供体制の整備に向けた取り組みや、予防給付（訪問介護・通所介護）を市が取り組む多様化した地域支援事業へ平成30年度までに段階的に完全移行をすることが重要になってきています。

第2節 計画の課題

第5期計画では、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所申込者の解消を図る為に、大規模な施設整備ではなく、地域密着型サービスや在宅サービスを含めたトータルなサービス基盤の整備に努め、介護予防の充実を図ってきています。

計画は、全体的に概ね計画どおり進捗しておりますが、地域密着型サービスの一部で新規施設建設の遅れや事業展開がない事により、計画を下回る結果となっています。

また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所申込者のうち、自宅で居宅サービスを利用しながら入所を待っている方、市が取り組む多様化した地域支援事業へ平成30年度までに段階的に完全移行をする予防給付（訪問介護・通所介護）受給者の方への対応が必要になってきています。

第6期計画では、給付と負担のバランスにも配慮しながら、制度の基本である施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスのバランスのとれた整備をする必要があります。

また、日常生活圏域ニーズ調査結果や関係団体との意見交換結果を基に、圏域ごとの特性や課題に応じた取り組みを進めることも必要となっています。

第3節 計画の基本方針

前述第1節の背景や第2節の課題を踏まえ、地域総合福祉活動（ふれあいコミュニティケアネット21）などの地域力を活かしながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる長寿社会の実現に向け、次の3項目を基本としてその推進に努めます。

1 サービス基盤の整備

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で継続して暮らしていけるサービス基盤の整備を進めます。

2 介護予防の推進

「めざせきときと100歳」を目標に、生活機能の維持向上に効果的な予防プログラムを推進し、住民が主体となり運営する多様な通いの場づくりや地域の多様な主体を活用した支援の充実を進めます。

3 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、在宅医療・介護の連携を一層推進し、専門職（保健・福祉・医療）のネットワークや地域の自主的な活動を推進し、地域の実情や特性に応じた包括的なサービス提供体制の構築に向けた取り組みを進めます。

第4節 法令等の根拠

この介護保険事業計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく第6期計画であり、介護保険事業の保険給付等を円滑に実施するため、計画期間における対象サービス及び地域支援事業の見込量、その見込量の確保のための方策、介護サービス等の円滑な提供を図るための事業などについて定めるものです。

第5節 計画策定に向けた取り組み及び体制

1 計画策定委員会

保健・医療関係者、福祉関係者、介護保険サービス事業者、介護保険被保険者の各分野の代表委員と公募委員からなる氷見市介護保険事業計画策定委員会を設置し、サービス事業所の視察を含め幅広く議論いただき、その意見を事業計画に反映させるよう努めました。

2 市民の意見反映

日常生活圏域ニーズ調査などの調査や地域ケア会議などの意見交換により、地域の課題等の掌握に努めました。また、策定委員会に被保険者の代表として公募2名の委員に参加いただきました。

3 関係機関との連携等

計画の策定にあたっては、富山県の広域的な調整による整合を図りました。

第6節 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3箇年間の計画であり、平成29年度中に第7期計画を策定します。

第7節 他制度による計画の整合調和

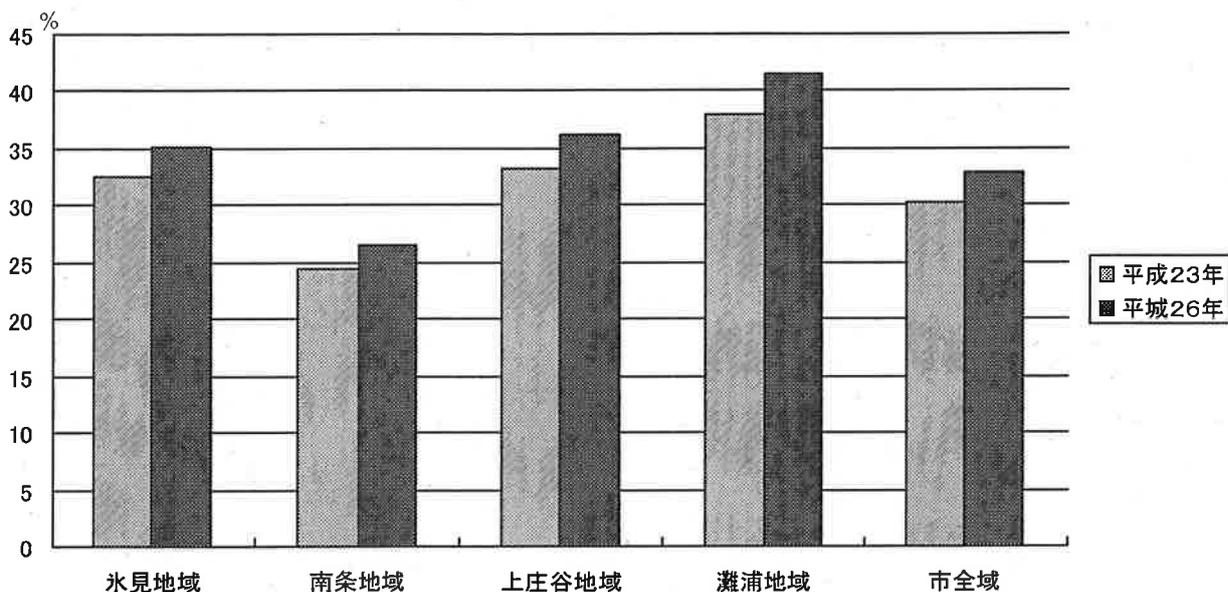
この計画は、本市の最上位計画である「第8次氷見市総合計画（平成24年度～平成33年度）」並びに「第3次氷見市地域福祉計画（平成24年度～平成33年度）」に即し、「氷見市高齢者福祉計画（平成24年度～平成33年度）」と一体のものとして調和が保たれています。

Ⅱ 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状

第1節 高齢者の現状

平成26年1月1日現在の本市の住民基本台帳人口は51,335人で、うち65歳以上人口は16,846人、高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は、32.8%と富山県平均28.3%、全国平均25.0%より早く高齢化が進行しています。日常生活圏域では、南条地域の26.6%が最も低く、灘浦地域の41.4%が最も高くなっています。

○高齢化率

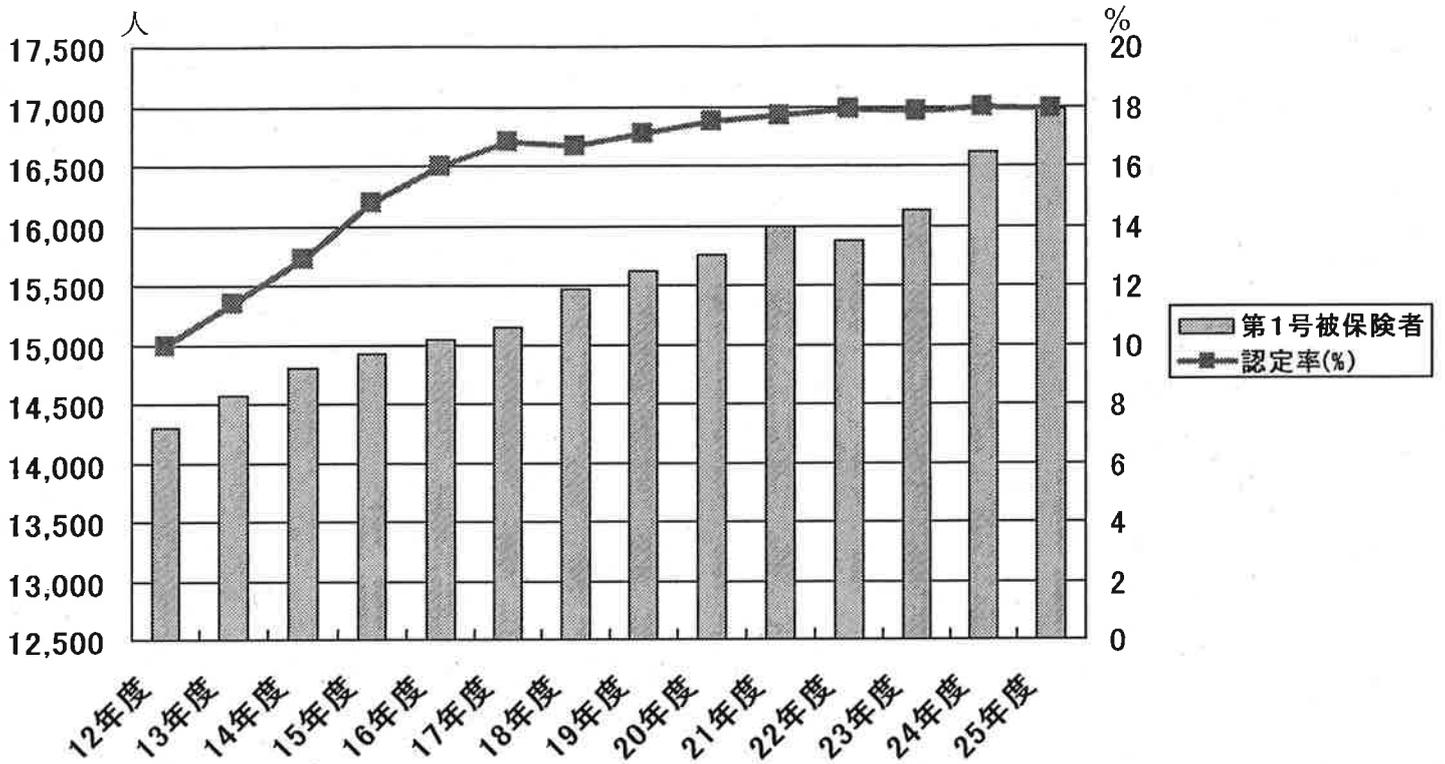


日常生活圏域	年月日	人口(人)	うち65歳以上(人)	高齢化率(%)
氷見地域 (市街地)	H26.01.1	15,562	5,480	35.2
	H23.10.1	15,923	5,173	32.5
	増減	△361	307	2.7
南条地域	H26.01.1	20,679	5,506	26.6
	H23.10.1	20,741	5,068	24.4
	増減	△62	438	2.3
上庄谷地域	H26.01.1	7,450	2,694	36.2
	H23.10.1	7,736	2,573	33.3
	増減	△286	121	2.9
灘浦地域	H26.01.1	7,644	3,166	41.4
	H23.10.1	8,116	3,083	38.0
	増減	△472	83	3.4
市全域	H26.01.1	51,335	16,846	32.8
	H23.10.1	52,516	15,897	30.3
	増減	△1,181	949	2.5

第2節 要介護（要支援）認定者の現状

平成26年12月末時点における本市の要介護（要支援）認定者は、3,112人で、認定率（第1号被保険者に占める割合）は、18.0%となっています。制度施行後5年間で10.0%から16.8%へと大きく伸びましたが、その後は、微増状態が続いています。

○要介護（要支援）認定者の推移



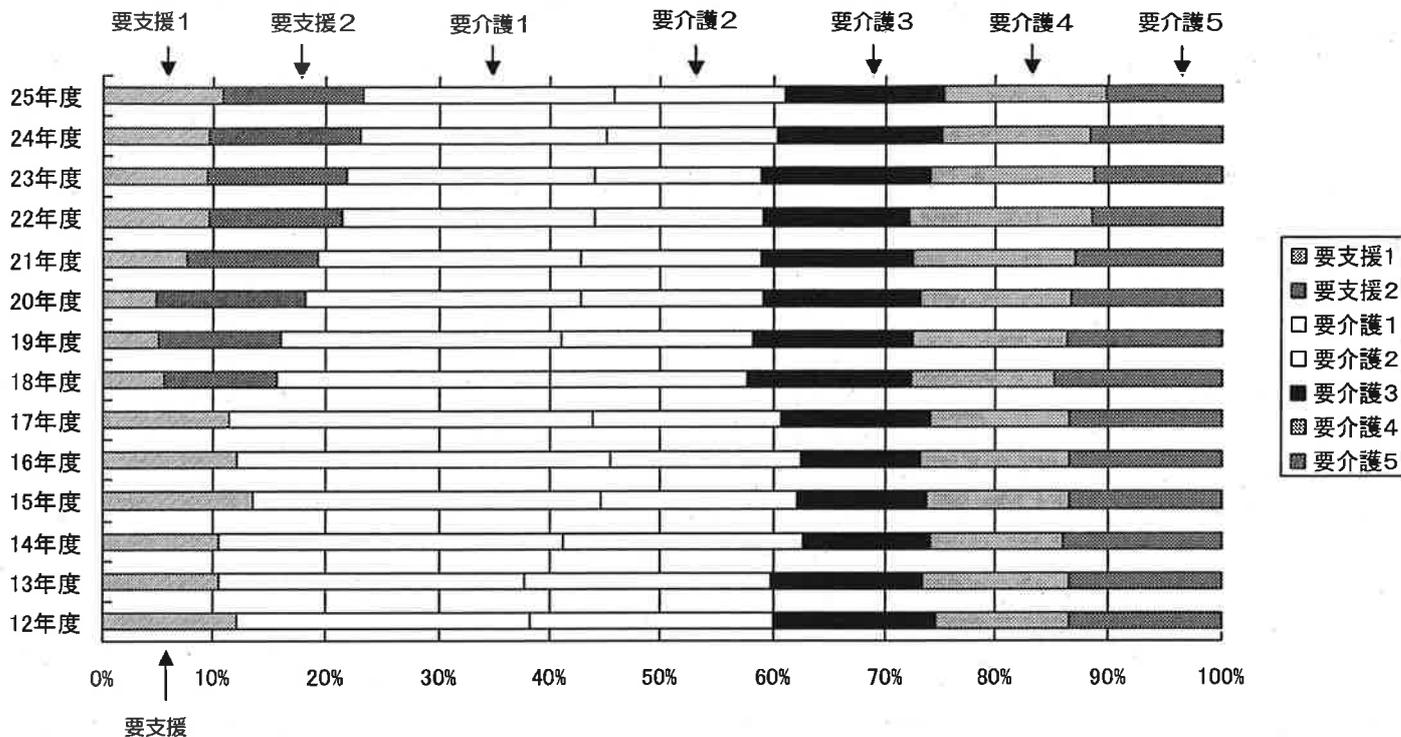
○認定者数(人)

(各年度末現在値)

年度	第1号被保険者総数	第1号被保険者	認定率	第2号被保険者	認定者計
12年度	14,292	1,432	10.0%	47	1,479
13年度	14,566	1,661	11.4%	56	1,717
14年度	14,807	1,906	12.9%	65	1,971
15年度	14,919	2,210	14.8%	60	2,270
16年度	15,036	2,407	16.0%	63	2,470
17年度	15,143	2,550	16.8%	74	2,624
18年度	15,461	2,584	16.7%	74	2,658
19年度	15,616	2,667	17.1%	73	2,740
20年度	15,758	2,751	17.5%	68	2,819
21年度	15,986	2,835	17.7%	66	2,901
22年度	15,880	2,850	17.9%	71	2,921
23年度	16,120	2,874	17.8%	69	2,943
24年度	16,611	2,990	18.0%	70	3,060
25年度	16,975	3,035	17.9%	64	3,099

この間、認定区分や認定基準の見直しがありました。要介護3以上、要介護2以下の割合にほとんど変わりはなく、要介護3以上では、要介護4が増加した分、要介護5が減少し、要介護2以下では、要支援が増加した分、要介護1・要介護2が減少しています。

○認定者数内訳の推移



○認定者数の内訳（人）

（各年度末現在値）

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
12年度	179		387	321	216	177	199
13年度	182		465	380	233	228	229
14年度	208		604	422	227	236	274
15年度	307		706	397	266	290	304
16年度	298		827	417	265	332	331
17年度	300		851	443	350	330	350
18年度	148	270	643	470	392	347	388
19年度	139	300	686	472	389	381	373
20年度	135	376	697	456	400	385	370
21年度	223	338	683	467	391	427	372
22年度	282	343	662	437	385	479	333
23年度	279	360	661	434	445	433	331
24年度	295	409	680	465	449	408	354
25年度	336	385	703	468	446	445	316

第3節 日常生活圏域ニーズ調査

1 調査の目的

日常生活圏域ごとに地域の高齢者の生活状態からみた課題やニーズを把握し、計画に反映させることを目的として、平成26年4月1日現在の住民基本台帳から介護保険施設に入所している方を除いた65歳以上の1,000人を無作為抽出し、郵送による記名式アンケートを実施したところ、696人（69.6%）から回答いただきました。

2 調査結果及び各圏域の特徴

調査日時点での高齢化率は33.2%で、前回調査時の30.1%から3.1ポイント増加しています。

また、普段の生活で何らかの介護や介助を受けている方の割合も、前回の11.2%から15.9%に増加しています。

介護者内訳の最多が配偶者で25.0%(内、回答者の88.2%が男性)、次いで娘が21.2%、子の配偶者が17.3%となっています。介護者が75歳以上の割合は、25.4%から31.4%に増加しており、介護者の高齢化も進んでいます。

望む介護の在り方では、在宅での介護を希望する割合が54.4%、施設入所が30.8%となっています。ただし、施設入所を希望すると回答した方の内、14.9%は条件が整えば在宅での介護を希望しています。

なお、サービスの量と保険料の関係について、最も多い回答が「保険料が高くなり過ぎない程度に、介護施設等の整備を進める」28.2%、最も少ない回答は「保険料負担を減らすため、介護サービスは限定すべき」の8.2%でした。

許容できる保険料の値上げ幅は、月額500～1,000円が最多で30.1%。次いで300円～500円の22.7%となっています。

(1) 氷見地域

一人世帯の割合が16.5%と最も多く、また、日中高齢者一人になる世帯も32.3%と2番目に多い地域です。前回調査に比べ、高齢者の一人暮らし化の傾向が顕著になっています。

普段の生活で介護・介助を受けている者の割合が17.8%と最も高く、介護者も配偶者・子・ヘルパーと最も偏りが少なくなっています。

(2) 南条地域

高齢化率及び75歳以上の後期高齢者の割合が最も低い地域です。

普段の生活で介護・介助を受けている者の割合が16.2%と2番目に高く、かつ、配偶者の介護の割合が35.6%と最も高く、これに伴い、介護者が75歳以上の後期高齢者である割合が58.7%と最も高くなっています。

就労率や外出頻度は最も高くなっていますが、地域活動への参加率・参加への意欲は最も

低くなっています。

(3) 上庄谷地域

一人世帯の割合は10.2%と最も低いですが、日中一人になることが35.8%と最も高い地域です。

普段の生活で介護・介助を受けている方の割合は13.0%と最も低く、介護者は同居家族に大きく偏っています。

外出頻度は2番目に低いですが、地域活動への参加率や参加への意欲は最も高くなっています。

厚生年金の受給率・現在の就業率共に最も低く、経済的に苦しいと感じている方が21.3%と最も高い地域です。

(4) 灘浦地域

高齢化率及び75歳以上の後期高齢者の割合が最も高い地域です。外出頻度は最も低い傾向を示していますが、就労率・地域活動への参加率ともに市内で2番目に高くなっています。

普段の生活で介護・介助を受けている方の割合は14.8%と2番目に低く、介護者は子の配偶者とヘルパーの割合がともに市内で最も高い地域となっています。

望む介護の在り方では、在宅での家族介護を希望する割合が18.0%、施設入所が35.2%と、ともに市内で最も高くなっています。

第4節 介護認定者（要支援）実態調査

1 調査の目的

日常生活圏域ごとに地域の要支援者の課題やニーズを把握し、計画に反映させることを目的として、平成26年4月1日現在の介護認定者の内、市内在住の要支援の認定を受けている714人に対し、郵送による記名式アンケートを実施したところ、520人（72.8%）から回答をいただきました。

2 調査結果

要支援者の89.6%が75歳以上の後期高齢者です。世帯状況は一人暮らしが25.8%、日中一人になることも38.5%と、いずれも日常生活圏域ニーズ調査よりも高い率を示しています。

要支援の方の介護予防サービスの利用状況は、通所介護が最多で42.2%、次いで利用していないが12.8%、福祉用具貸与が10.1%となっています。

現在の利用中のサービスが介護予防に効果があったかという設問には、「現状維持」が最多で、43.5%。次いで「改善した」が19.0%との回答をいただきました。

主な介護者は息子が最多で20.2%、次いで子の配偶者で18.9%とニーズ調査とは異なる傾向が見られます。子世代が介護の中心であるため、介護者の年齢は65歳未満の割合が最多で55.9%でした。

要支援の方が望む介護の在り方は在宅を希望する割合が55.2%、施設入所が21.7%、ただし内10.6%は条件が整えば在宅を希望しています。

なお、サービスの量と保険料の関係について、最も多い回答が最多は「わからない」の41.2%、次いで「保険料が高くても、今以上の在宅サービスを提供し、施設整備を進めるべき」で12.5%となっています。許容できる直上げ幅は月額500～1,000円が最多で24.0%、次いで300円～500円の20.0%です。

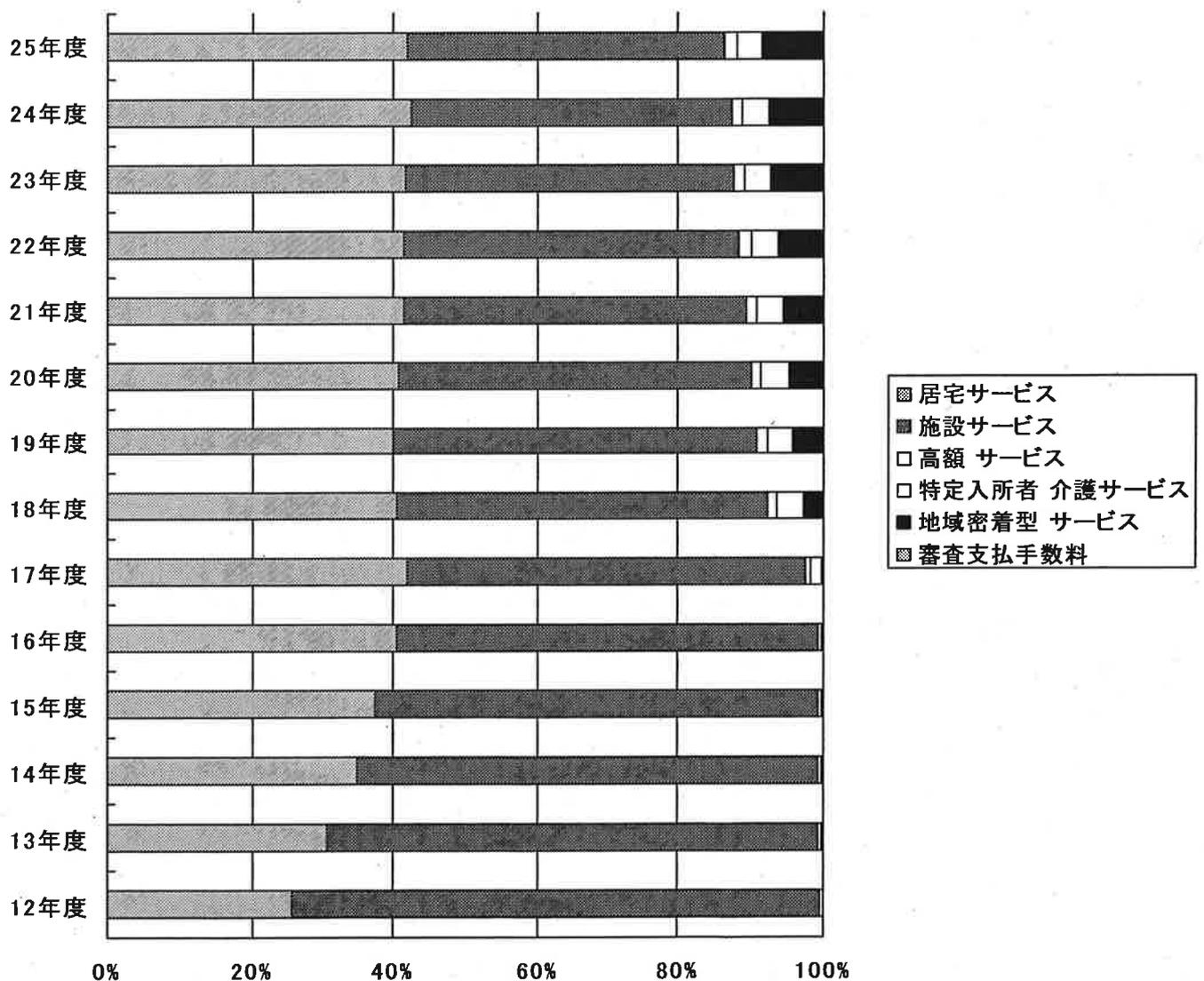
Ⅲ 介護保険事業の現状

第1節 給付実績

平成25年度の介護給付費は、約49億4,468万円です。中でも、居宅サービスについては、認定者の増加やサービス基盤の整備に伴い、5年間で約3倍と大きく伸びましたが、その後は給付費に占める割合が全体の40%程度で推移しています。

平成18年度以降は、新たなサービス体系が導入され、地域密着型サービスの整備を進めたことにより、居宅サービスと地域密着型サービスを合わせた給付費が、平成22年度から施設サービスを上回っています。

○給付実績の推移



給付費（各年度末現在値）

（単位：千円）

年度	居宅サービス	施設サービス	高額サービス	特定入所者介護サービス	地域密着型サービス	審査支払手数料	給付費計
12年度	521,647	1,479,759	8,892	—	—	2,259	2,012,557
13年度	788,404	1,748,580	12,384	—	—	3,763	2,553,131
14年度	982,743	1,809,221	14,746	—	—	4,427	2,811,137
15年度	1,152,656	1,907,929	15,089	—	—	5,119	3,080,793
16年度	1,416,444	2,055,634	18,507	—	—	4,793	3,495,378
17年度	1,536,771	2,047,850	26,957	57,989	—	5,273	3,674,840
18年度	1,541,610	1,982,731	53,593	139,962	96,883	5,558	3,820,337
19年度	1,631,689	2,067,441	55,781	150,155	162,005	5,727	4,072,798
20年度	1,739,645	2,108,875	59,745	166,164	197,685	6,077	4,278,191
21年度	1,879,858	2,163,632	66,808	172,606	236,209	6,327	4,525,440
22年度	1,938,589	2,190,225	79,352	173,421	288,299	6,543	4,676,429
23年度	1,981,041	2,189,903	76,103	172,238	337,096	6,718	4,763,099
24年度	2,066,067	2,190,616	83,461	176,727	356,125	6,444	4,879,440
25年度	2,070,330	2,199,070	85,808	171,608	411,759	6,107	4,944,682

○介護給付

(単位：円、人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
1 居宅サービス	1,561,378,582	1,631,630,407	1,634,409,183	1,664,537,000
①訪問介護				
一人当たりの給付費	35,752	35,676	34,281	34,291
給付費	129,135,627	133,179,479	127,353,987	116,211,000
利用者数	3,612	3,733	3,715	3,389
②訪問入浴介護				
一人当たりの給付費	49,161	50,880	53,847	53,925
給付費	51,717,825	55,255,236	45,608,831	35,914,000
利用者数	1,052	1,086	847	666
③訪問看護				
一人当たりの給付費	34,455	38,161	38,939	38,970
給付費	28,804,581	36,443,507	31,852,476	28,682,000
利用者数	836	955	818	736
④訪問リハビリテーション				
一人当たりの給付費	33,330	32,047	33,159	33,161
給付費	36,929,421	40,923,783	45,992,029	48,017,000
利用者数	1,108	1,277	1,387	1,448
⑤居宅療養管理指導				
一人当たりの給付費	6,639	7,288	7,493	7,504
給付費	7,840,800	5,851,890	4,990,410	4,990,000
利用者数	1,181	803	666	665
⑥通所介護				
一人当たりの給付費	60,825	65,649	66,866	66,870
給付費	602,718,291	659,439,690	700,554,722	733,294,000
利用者数	9,909	2,586	10,477	10,966
⑦通所リハビリテーション				
一人当たりの給付費	77,125	76,795	79,690	79,696
給付費	201,835,278	198,590,706	196,036,578	205,455,000
利用者数	2,617	2,586	2,460	2,578
⑧短期入所生活介護				
一人当たりの給付費	80,044	79,811	78,774	78,777
給付費	344,508,462	332,811,877	321,714,767	330,313,000
利用者数	4,304	4,170	4,084	4,193
⑨短期入所療養介護				
一人当たりの給付費	65,115	76,068	68,623	68,724
給付費	30,083,265	34,230,510	24,635,655	30,582,000
利用者数	462	450	359	445
⑩特定施設入居者生活介護				
一人当たりの給付費	166,374	176,988	173,421	174,089
給付費	13,476,278	17,875,797	19,769,951	15,668,000
利用者数	81	101	114	90
⑪福祉用具貸与				
一人当たりの給付費	12,590	12,560	12,398	12,399
給付費	110,804,008	113,415,884	112,686,422	112,184,000
利用者数	8,801	9,030	9,089	9,048
⑫特定福祉用具販売				
一人当たりの給付費	23,498	23,608	23,285	23,384
給付費	3,524,746	3,612,048	3,213,355	3,227,000
利用者数	150	153	138	138

2	地域密着型サービス	330,650,280	349,361,757	400,738,356	479,098,000
	① 認知症対応型通所介護				
	一人当たりの給付費	87,608	96,061	127,890	128,112
	給付費	31,976,973	32,564,781	39,901,698	45,736,000
	利用者数	365	339	312	357
	②小規模多機能型居宅介護				
	一人当たりの給付費	168,496	179,650	176,724	176,751
	給付費	167,485,158	188,812,341	194,396,274	229,776,000
	利用者数	994	1,051	1,100	1,300
	③認知症対応型共同生活介護				
	一人当たりの給付費	240,271	233,549	231,489	231,611
	給付費	131,188,149	127,984,635	166,440,384	203,586,000
	利用者数	546	548	719	879
	④地域密着型介護老人福祉施設				
	一人当たりの給付費	—	—	—	1,338,241
	給付費	—	—	—	38,809,000
	利用者数	—	—	—	29
3	住宅改修				
	一人当たりの給付費	97,725	102,259	111,474	111,678
	給付費	12,899,652	9,714,570	13,042,413	16,975,000
	利用者数	132	95	117	152
4	居宅介護支援				
	一人当たりの給付費	13,313	13,526	13,552	13,552
	給付費	203,195,550	204,861,706	205,279,095	217,712,000
	利用者数	15,263	15,146	15,148	16,065
5	介護保険施設サービス	2,189,903,059	2,190,616,333	2,199,069,712	2,271,373,000
	① 介護老人福祉施設				
	一人当たりの給付費	245,548	248,270	250,611	250,637
	給付費	1,021,479,945	1,036,279,480	1,034,022,151	1,062,452,000
	利用者数	4,160	4,174	4,126	4,239
	② 介護老人保健施設				
	一人当たりの給付費	261,064	262,372	272,671	272,677
	給付費	738,548,752	725,196,936	907,995,773	1,063,986,000
	利用者数	2,829	2,764	3,330	3,902
	③介護療養型医療施設				
	一人当たりの給付費	349,491	342,490	351,164	351,784
	給付費	429,874,362	429,139,917	257,051,788	144,935,000
	利用者数	1,230	1,253	732	412
	介護給付費計	4,298,027,123	4,386,184,773	4,452,538,759	4,688,504,000

○予防給付

(単位：円、人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
1 介護予防サービス	176,974,947	189,002,003	187,169,715	184,485,000
①介護予防訪問介護				
一人当たりの給付費	16,566	17,422	17,413	17,425
給付費	18,156,402	18,850,113	18,388,386	15,613,000
利用者数	1,096	1,082	1,056	896
②介護予防訪問入浴介護				
一人当たりの給付費	27,628	40,731	39,077	—
給付費	221,022	692,433	1,172,322	—
利用者数	8	17	30	—
③介護予防訪問看護				
一人当たりの給付費	26,677	30,488	24,613	25,216
給付費	1,147,104	1,158,525	959,913	933,000

	利用者数	43	38	39	37
④介護予防訪問リハビリテーション					
一人当たりの給付費		24,498	24,043	24,896	24,968
給付費		4,654,530	5,818,374	4,730,148	5,518,000
利用者数		190	242	190	221
⑤介護予防居宅療養管理指導					
一人当たりの給付費		6,557	7,327	7,336	7,342
給付費		780,300	674,100	557,550	859,000
利用者数		119	92	76	117
⑥介護予防通所介護					
一人当たりの給付費		34,574	34,182	33,772	33,777
給付費		127,405,082	132,010,235	131,744,454	129,604,000
利用者数		3,685	3,862	3,901	3,837
⑦介護予防通所リハビリテーション					
一人当たりの給付費		44,639	44,295	42,976	43,150
給付費		11,293,731	10,232,235	8,896,122	10,097,000
利用者数		253	231	207	234
⑧介護予防短期入所生活介護					
一人当たりの給付費		28,019	33,281	32,395	32,536
給付費		3,054,035	5,391,495	7,029,648	7,223,000
利用者数		109	162	217	222
⑨介護予防短期入所療養介護					
一人当たりの給付費		47,784	36,070	30,827	—
給付費		860,112	324,630	400,752	—
利用者数		18	9	13	—
⑩介護予防特定施設入居者生活介護					
一人当たりの給付費		122,409	123,062	111,762	113,143
給付費		2,080,953	5,537,811	4,694,003	6,336,000
利用者数		17	45	42	56
⑪介護予防福祉用具貸与					
一人当たりの給付費		5,519	5,023	5,069	5,070
給付費		6,390,792	7,051,878	7,653,870	7,483,000
利用者数		1,158	1,404	1,510	1,476
⑫特定介護予防福祉用具販売					
一人当たりの給付費		19,806	19,094	17,784	17,804
給付費		930,884	1,260,174	942,547	819,000
利用者数		47	66	53	46
2 地域密着型サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護					
一人当たりの給付費		57,254	51,060	56,175	56,680
給付費		2,805,462	2,757,240	2,303,172	4,251,000
利用者数		49	54	41	75
②介護予防小規模多機能型居宅介護					
一人当たりの給付費		56,008	53,407	59,299	59,406
給付費		3,640,527	4,005,540	8,716,968	28,099,000
利用者数		65	75	147	473
3 住宅改修					
一人当たりの給付費		97,302	103,704	107,977	108,648
給付費		4,865,095	8,192,618	7,450,412	7,714,000
利用者数		50	79	69	71
4 介護予防介護支援					
一人当たりの給付費		4,230	4,237	4,235	4,236
給付費		21,727,320	22,666,000	22,979,120	23,148,000
利用者数		5,136	5,350	5,426	5,465
予防給付費計		210,013,351	226,623,401	228,619,387	247,697,000

第2節 サービス基盤

介護保険施設は、特別養護老人ホームで2施設160床増床により、3施設の合計は、平成26年3月末現在で632床となっています。

(各年度末現在)

年度	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設		計	
	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数
12年度	3	172	2	200	1	92	6	464
13年度	3	172	2	200	1	92	6	464
14年度	3	172	2	200	1	92	6	464
15年度	4	252	2	200	1	92	7	544
16年度	4	252	2	200	1	92	7	544
17年度	5	302	2	200	1	92	8	594
18年度	5	302	2	200	1	92	8	594
19年度	5	332	2	200	1	92	8	624
20年度	5	332	2	200	1	92	8	624
21年度	5	332	2	200	1	92	8	624
22年度	5	332	2	200	1	92	8	624
23年度	5	332	2	200	1	92	8	624
24年度	5	332	2	200	1	92	8	624
25年度	5	332	3	300	—	—	8	632

居宅サービスでは、通所介護、ショートステイで2倍以上の整備が進んだほか、平成18年度以降は、地域密着型サービスである小規模多機能型、グループホームの整備が進んでいます。

(各年度末現在)

年度	居宅サービス事業者数											居宅介護支援事業者	合計
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護	通所リハビリ	ショートステイ	グループホーム	福祉用具貸与	小規模多機能型居宅介護	小計		
12年度	5	2	1	1	5	2	5	1	2	—	24	8	32
13年度	7	4	2	1	5	2	5	1	3	—	30	7	37
14年度	6	4	2	1	5	2	5	2	3	—	30	7	37
15年度	6	4	2	1	9	2	7	2	3	—	36	8	44
16年度	7	4	2	1	10	2	7	2	3	—	38	11	49
17年度	7	4	2	1	13	2	9	2	4	—	44	11	55
18年度	7	3	2	1	13	3	9	2	3	—	43	11	54
19年度	7	3	2	1	15	3	11	4	3	1	50	11	61
20年度	7	3	2	2	15	3	11	4	3	2	52	11	63
21年度	7	3	2	2	16	3	11	4	2	2	52	11	63
22年度	8	3	2	3	16	3	11	4	2	4	56	12	68
23年度	9	3	2	3	18	3	11	4	2	4	59	14	73
24年度	9	3	2	3	19	3	11	4	2	4	60	14	74
25年度	9	3	2	3	21	3	12	6	2	5	66	14	80

サービス事業者一覧

地域	地区	事業者 (※)地域包括支援センター地域相談窓口	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問看護	訪問 リハビリ	通所介護	通所 リハビリ
氷見地域	伊勢大町	リハ・ハウス来夢	○				40	
	朝日丘	JA氷見市ヘルパーステーション	○					
	朝日丘	朝日山ケアセンター						
	幸町	氷見市障害者福祉センター					15	
	加納	ほのほの苑	○				40	
	鞍川	金沢医科大学氷見市民病院				○		20
	鞍川	氷見訪問看護ステーション			○			
	鞍川	アルカディア氷見(ふるさと病院※)				○		30
	鞍川	氷見鶴寿苑						
	鞍川	氷見市社会福祉協議会	○	○			15	
	鞍川	ラプリー氷見ケアセンター						
	稲積	デイサービスわかば					15	
	稲積	ディサービスきらく					10	
		計		5	1	1	2	135
南条地域	窪	氷見ケアサービス(なごみの郷)	○	○			30	
	窪	JA氷見市結の里					35	
	窪	そよ風ホーム					25	
	柳田	鶴亀荘					28	
	柳田	西条ヘルスケアサービス						
	柳田	すわ苑						
	柳田	メディカルケアステーション	○					
	島尾	はまなす苑氷見(※)	○				35	
	島尾	中村記念病院			○			
	島尾	島尾の家						
	島尾	宙の家					10	
	島尾	宮田の家						
	上泉	有限会社磯辺家具店						
	十二町	在宅介護サービスセンターすずらん	○					
	十二町	ありがとうホーム氷見						
	川尻	あおぞらホーム						
	大浦	大浦デイサービス笑笑					20	
	惣領	ディサービス灯					10	
	堀田	堀田の家						
堀田	陽和温泉病院(福来喜)					30		
堀田	明善寺ディサービスあんのん					20		
	計		4	1	1		243	

(平成26年12月末現在)

ショートステイ(生活)	ショートステイ(療養)	グループホーム	認知症デイ	小規模多機能型居宅介護	福祉用具貸与	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	居宅介護支援
									○
									○
				○					
20			○			80			○
	○						100		○
9						29			
					○				○
									○
									○
29	1		1	1	1	109	100		7
30									○
20									
12		9							
					○				
4						72			○
20						50			○
		18							
									○
		9	○		○				
		9		○					
				○					
		9							
	○						100		
86	1	54	1	2	2	122	100		4

(床数)

(定員)

(床数)

(床数)

サービス事業者一覧

地域	地区	事業者 (※)地域包括支援センター地域相談窓口	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問看護	訪問 リハビリ	通所介護	通所 リハビリ
上庄谷地域	地域外	エルダーヴィラ氷見(※)						
	大野	ケアホームひまわり						
	中村	みんなの家のどか	○				23	
	谷屋	笑顔の会		○				
	谷屋	JA氷見市いこいの家					35	
	計			1	1			58
灘浦地域	余川	エルダーヴィラ氷見				○	25	35
	余川	グループホームひまわり						
	阿尾	つまま園(※)					40	
	阿尾	ケアホームあお						
	指崎	ささきテルマエティサービスセンター					30	
	指崎	マザーハウスひみ					15	
	藪田	ケアハウス氷見(氷見苑)	○				30	
計			1			1	140	35
合計			11	3	2	3	576	85

(平成26年12月末現在)

ショートステイ(生活)	ショートステイ(療養)	グループホーム	認知症デイ	小規模多機能型居宅介護	福祉用具貸与	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	居宅介護支援
				0					
				1					
	0						100		0
		9							
10						80			0
		9		0					
10						50			0
20	1	18		1		130	100		3
135	3	72	2	5	3	361	300		14

(床数)

(定員)

(床数)

(床数)

IV 地域支援事業の現状

地域支援事業は、要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援するために提供されるサービスであり、必須事業の「介護予防事業」「包括的支援事業」と「任意事業」に分類されます。

第1節 介護予防事業

介護予防事業には、要支援・要介護状態になる可能性のある高齢者（要支援予備軍）を対象とした「二次予防事業」と、高齢者全員を対象とした「一次予防事業」があります。

(1) 二次予防事業

① 二次予防事業対象者把握事業

65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人を対象に「きときとチェックシート」を郵送し、回答者の中から生活機能の低下が見られる二次予防事業対象者を把握しています。

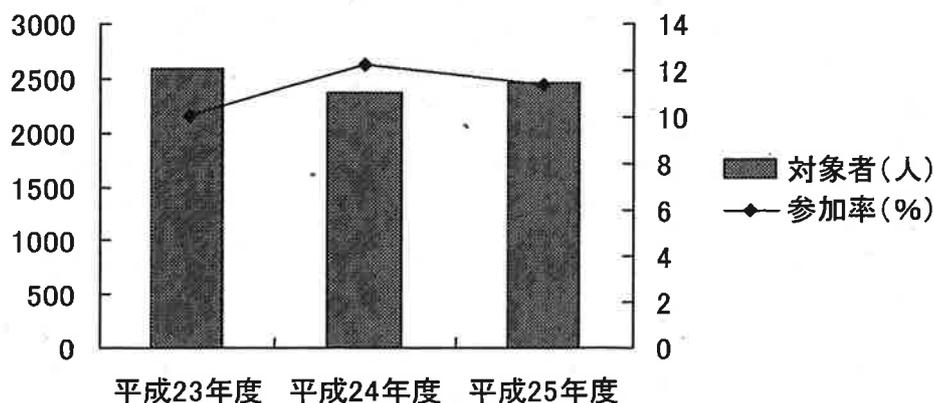
② 通所型介護予防事業

①で把握した二次予防事業対象者に、通所による介護予防プログラム「足腰元気教室」や「介護予防体験教室」への参加を促すことにより、参加者の生活機能の向上及び介護予防の啓発を図っています。

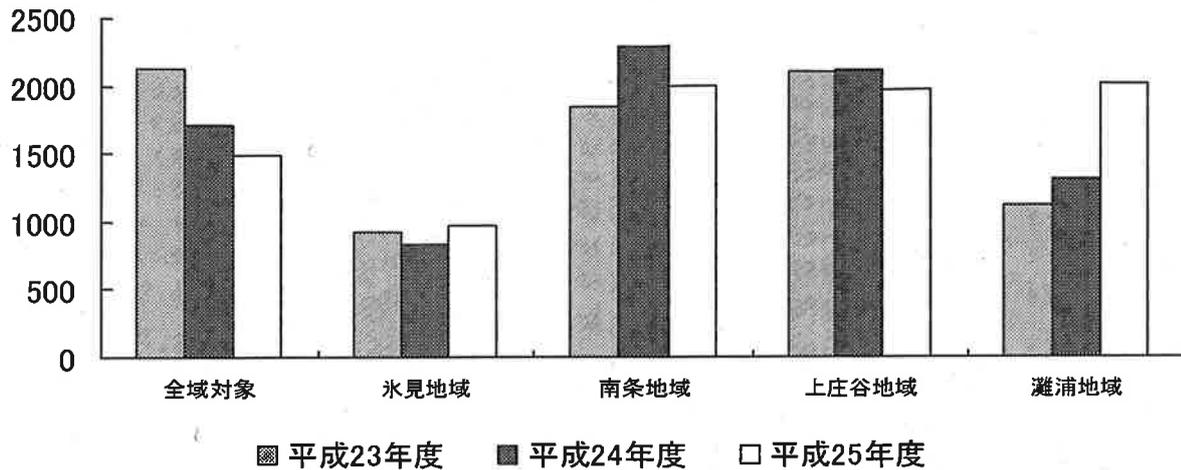
通年で実施している「足腰元気教室」については、高齢化率の高い灘浦地域において、平成24年度に拠点を1か所増やし、参加希望者に比べ拠点数の少ない氷見地域において、平成26年度に拠点を1か所増やしました。平成26年5月時点において、直営1か所、委託8か所となっています。

把握した対象者のうち教室に参加した人数は年により増減があり、平成25年度における参加率（二次予防事業対象者における参加者の割合）は11.4%となっています。

○参加人数の推移



○日常生活圏域別参加状況（のべ参加者数）



(2) 一次予防事業

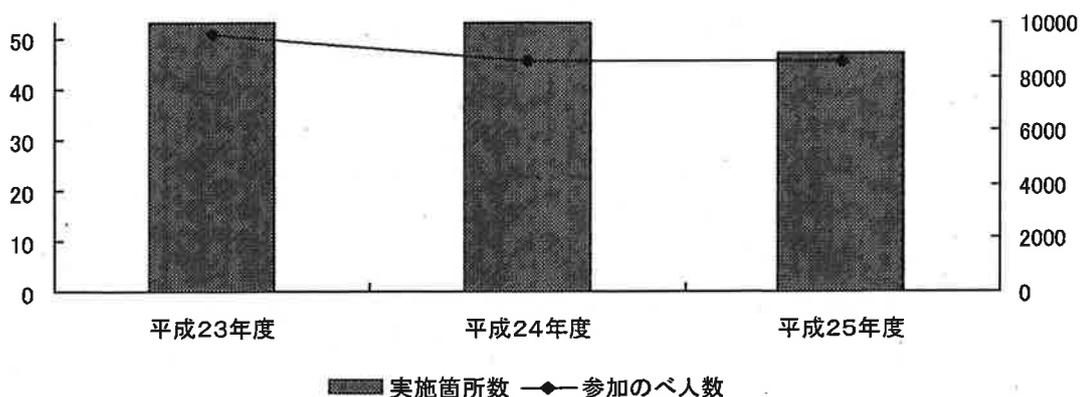
① 介護予防普及啓発事業

すべての高齢者に介護予防の普及啓発を図るため、介護予防の基礎的な知識を紹介したパンフレットの配布など「めざせきときと100歳」を目標に「介護予防大作戦」を展開しています。

また、「ふれあいランチ」を実施している地区社会福祉協議会・地域住民グループの協力を得ながら、介護予防の知識向上のための教室を開催しています。

「ふれあいランチ」については、その担い手の不足と参加者の固定化が課題となっています。

○ふれあいランチグループ拠点数



② 地域介護予防活動支援事業

老人クラブ連合会や健康づくりボランティア等が主体的に介護予防活動に取り組めるよう、メディアを利用した啓発活動や研修会等への支援を行っています。

第2節 包括的支援事業

包括的支援事業には、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務があります。

地域包括支援センターでは、包括的支援事業を一体的に実施するほか、4つの日常生活圏域にある在宅介護支援センターに地域相談窓口（ランチ）を委託して、高齢者が身近な地域で気軽に相談できる体制をとっています。

(1) 介護予防ケアマネジメント

二次予防事業対象者のケアマネジメントを行っています。

(2) 総合相談支援事業・権利擁護事業

ランチの活動に対する地域住民・地区組織の理解が深まり、支援が必要な高齢者等の把握やその後の支援が円滑になってきています。一人暮らしや、高齢者のみの世帯が増加し、家庭内での介護力が低下してきている傾向にある中、最近では、認知症高齢者の相談が増加しており、支援策の早急な整備が求められています。また、顕著化しにくい精神疾患、虐待等への対応も含め、今後ますます地域での相談支援体制の整備を図る必要があります。

成年後見制度の活用、老人福祉施設等への措置、虐待への対応、消費者被害防止等の事業を実施していますが、困難事例の増加に伴い、より迅速で的確な対応が必要になってきています。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

個々の高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントの長期的な実施、介護支援専門員（ケアマネジャー）の技術向上及びケアマネジメントの公正・中立を確保するため、市内事業所のケアマネジャーの支援と多職種連携・協働による長期継続ケアへの支援を行っています。

また、「地域包括ケアシステム」の構築に向けての取り組みとして、「地域ケア会議」を地区単位でも開催しています。顔なじみの関係づくりから始まり、個別事例の検討だけでなく、地域の課題についての共有や検討など、地区ごとに目標を決めて行っています。この会議を通して、地域の民生委員・児童委員、自治会、地区社会福祉協議会及びケアマネジャーや介護サービス事業所等、関係機関のネットワークを図っています。

成果として、①地域からの相談件数の増加 ②さまざまな地域のネットワークとの連携の強化があげられます。

課題として、今後ますます増加する高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるために、地域の実情に合わせた「地域包括ケアシステム」を構築していく必要があります。

第3節 任意事業

任意事業は、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的として行うことができる事業で、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業及びその他事業があります。

(1) 介護給付等費用適正化事業

介護保険制度の適切な運営を図るため、事業者に対する研修、ケアプランの内容の確認、利用者に対する給付費通知の送付を行うことにより、介護サービスの質の向上と保険給付の適正化を図っています。

(2) 家族介護支援事業

① 家族介護支援事業

要介護者、要支援者の介護をしている家族等を対象に、適切な介護知識・技術の習得についての講座等を開催しています。

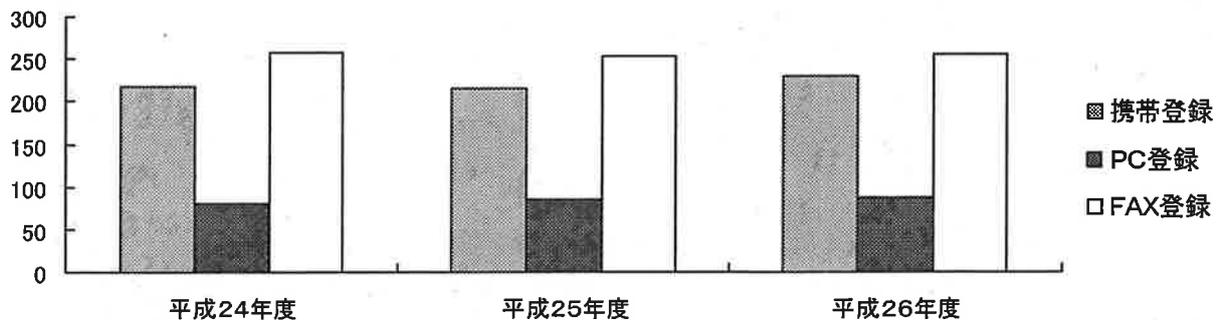
また、認知症の家族介護支援として、平成25年度から、認知症の家族を介護している人達が悩みや苦勞を話し合う「ホッとおしゃべりサロンの会」が活動を開始しています。

また、各種団体、各世代を対象として、認知症に対する理解を深め、対応方法を学ぶための「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

② 認知症高齢者見守り事業

認知症高齢者等とその家族が地域で安心して暮らせるよう、平成23年度から「高齢者等見守り・SOSネットワーク事業」に取り組んでいます。地域における見守り・支援体制と、行方不明者を早期に発見し保護につなげるための体制の整備を図っています。

認知症サポーター養成講座や高齢者見守り・SOSネットワーク模擬訓練などを通し認知症に対する正しい知識の普及啓発を重ねたことで、ネットワーク協力者及び協力団体は年々増加し、平成26年8月現在登録者数は429名（団体含む）となっています。



③ 家族介護継続支援事業

家族介護者等の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、介護用品を支給しています。

(3) その他事業

① 成年後見制度利用支援事業

低所得高齢者が成年後見等の申し立てをする場合、経費や成年後見人等の報酬についての助成制度があります。

② 地域自立生活支援事業

見守り等の援助が必要な高齢者が自立した生活を営めるよう地域の関係機関、ボランティア等のネットワークを活用しながら地域の実情に応じた支援を行っています。

○地域支援事業費

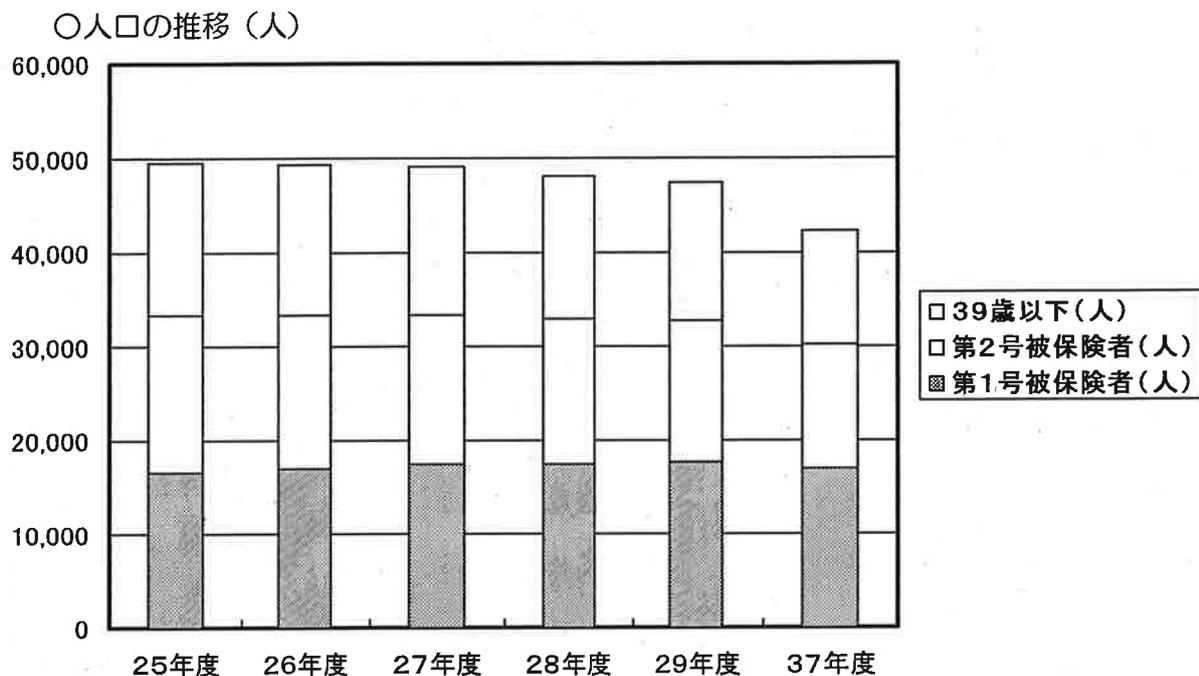
(単位 円)

事業名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度見込
二次予防事業	28,856,204	29,535,520	32,005,507	38,689,187
二次予防対象者把握事業	5,493,460	5,526,963	5,253,763	5,841,881
通所型介護予防事業	23,362,744	24,008,557	26,751,744	32,775,297
訪問型介護予防事業				72,009
二次予防事業評価事業				
一次予防事業	34,122,696	30,072,228	30,714,913	34,732,813
介護予防普及啓発事業	3,389,578	2,723,416	3,138,422	3,283,381
地域介護予防活動支援事業	30,733,118	27,348,812	27,576,491	31,449,432
一次予防事業評価事業				
介護予防事業計(I)	62,978,900	59,607,748	62,720,420	73,422,000
介護予防ケアマネジメント事業				
総合相談支援・権利擁護事業	地域包括支援センター 1か所	地域包括支援センター 1か所	地域包括支援センター 1か所	地域包括支援センター 1か所
包括的継続的ケアマネジメント事業				
包括的支援事業計(II)	56,305,043	56,143,452	57,561,478	59,368,199
介護給付等費用適正化事業	3,728,129	5,780,699	3,532,207	4,348,630
家族介護支援事業	4,130,928	4,284,997	3,796,810	6,670,706
家族介護教室		630,000	480,000	900,078
認知症高齢者見守り事業		657,133	487,600	1,536,661
家族介護継続支援事業	4,130,928	2,997,864	2,829,210	4,233,967
その他事業				
その他事業	13,082,952	14,160,924	14,933,401	17,773,465
成年後見制度利用支援事業				
福祉用具住宅改修支援事業				
地域自立生活支援事業	13,082,952	14,160,924	14,933,401	17,773,465
その他事業				
任意事業計(III)	20,942,009	24,226,620	22,262,418	28,792,801
合計(I+II+III)	140,225,952	139,977,820	142,544,316	161,583,000

V 介護保険事業の概要

第1節 人口及び被保険者数の推計

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来統計人口」（平成25年3月推計）の2015年、2020年人口を基に、ワークシート（厚生労働省配布ソフト）により計画期間の人口を推計し、平成29年度における第1号被保険者数を17,569人（高齢化率37.0%）と見込みます。



	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
第1号被保険者（人）	16,659	17,186	17,489	17,529	17,569	17,065
高齢化率（%）	33.6	34.1	35.9	36.5	37.0	40.2
第2号被保険者（人）	16,802	16,638	15,826	15,543	15,255	13,200
39歳以下（人）	16,189	16,606	15,367	14,998	14,634	12,144
総人口（人）	49,650	50,430	48,682	48,070	47,458	42,409

（氷見市数字）

第2節 要介護（要支援）認定者数の推計

直近2年間の認定状況を基に、計画期間の認定率（被保険者に占める認定者の割合）を第1号被保険者は18.6%、第2号被保険者は0.4%と推計し、平成29年度における認定者を3,333人と見込みます。

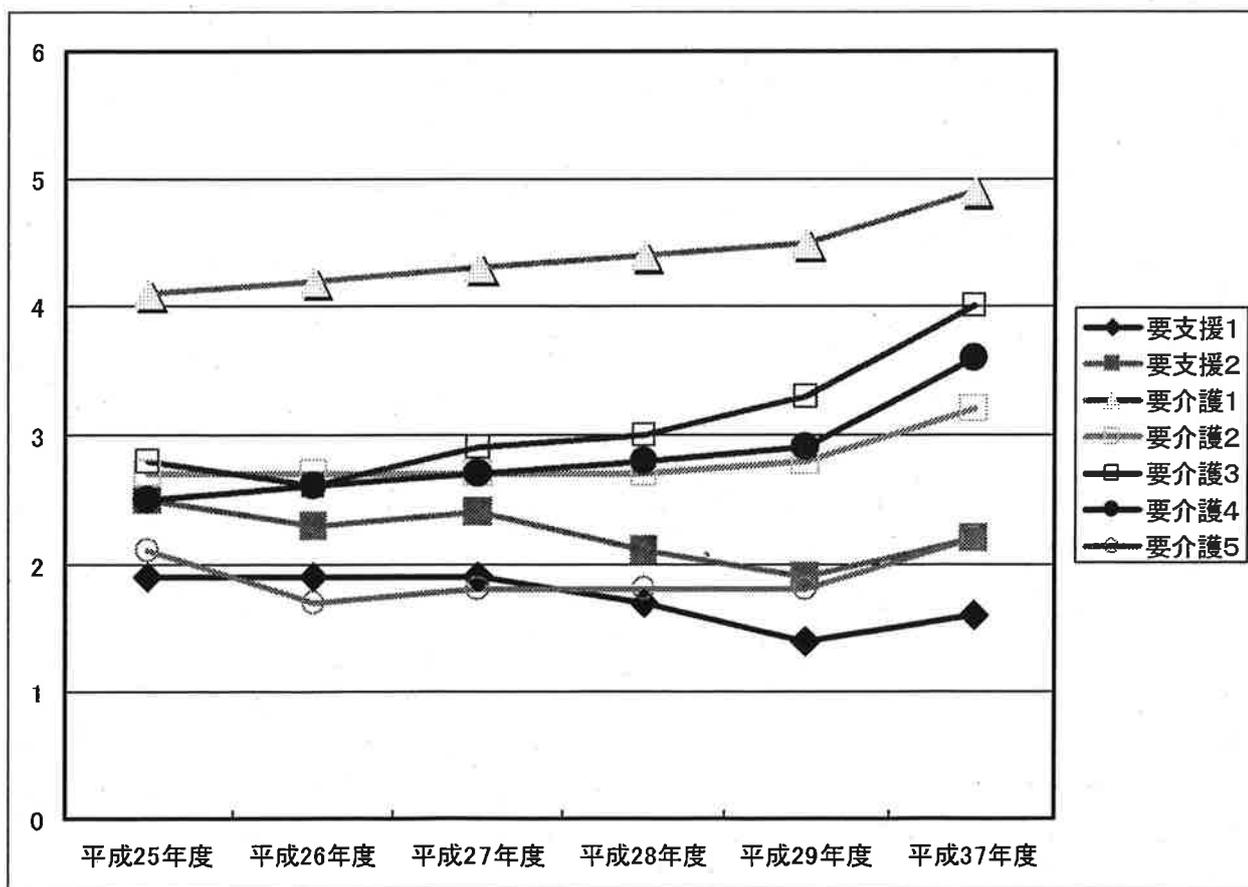
介護度別では、要介護1以上で微増を見込んだ分、介護予防の効果が現れる要支援1、2を減ずる調整を行いました。

○被保険者における認定率の推移 (%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
第1号被保険者	18.6	18.1	18.6	18.6	18.6	21.8
要支援1	1.9	1.9	1.9	1.7	1.4	1.6
要支援2	2.5	2.3	2.4	2.1	1.9	2.2
要介護1	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.9
要介護2	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	3.2
要介護3	2.8	2.7	2.9	3.1	3.3	4.0
要介護4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.6
要介護5	2.1	1.7	1.7	1.8	1.8	2.3
第2号被保険者	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
要支援1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
要支援2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
要介護1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
要介護2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
要介護3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
要介護4	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
要介護5	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1

※注. 小数点第2位を四捨五入しています。

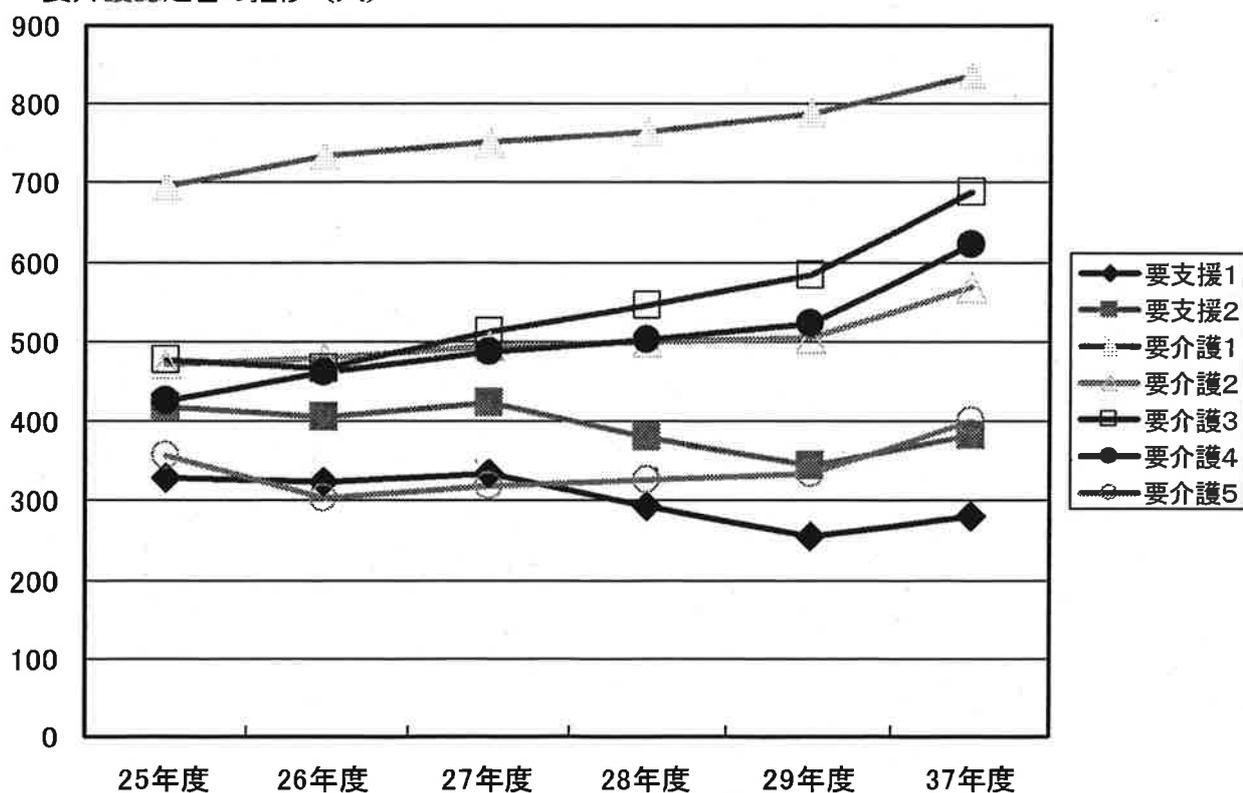
○第1号被保険者における認定率の推移 (%)



○要介護認定者の推移（人）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
第1号被保険者	3,100	3,112	3,256	3,251	3,266	3,714
要支援1	322	320	331	291	253	278
要支援2	411	399	415	374	336	374
要介護1	685	723	746	766	788	837
要介護2	457	466	478	481	483	549
要介護3	466	455	500	534	574	678
要介護4	415	453	479	494	515	616
要介護5	344	296	307	311	317	382
第2号被保険者	71	65	62	61	67	64
要支援1	6	4	3	2	2	2
要支援2	8	7	7	7	8	8
要介護1	10	12	5	0	0	0
要介護2	14	13	16	18	21	19
要介護3	10	12	12	12	11	11
要介護4	10	9	8	7	7	6
要介護5	13	8	11	15	18	18
計	3,171	3,177	3,318	3,312	3,333	3,778
要支援1	328	324	334	293	255	280
要支援2	419	406	422	381	344	382
要介護1	695	735	751	766	788	837
要介護2	471	479	494	499	504	568
要介護3	476	467	512	546	585	689
要介護4	425	462	487	501	522	622
要介護5	357	304	318	326	335	400

要介護認定者の推移（人）



第3節 サービス利用者数及び利用量の見込みの推計

1 施設・居住系サービス利用者数

(1) 施設サービス利用者数(人)

(単位 人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
合 計	682	684	729	751	797	860
介護老人福祉施設	344	346	348	348	348	348
要介護1	5	2	0	0	0	0
要介護2	15	12	0	0	0	0
要介護3	80	80	83	83	83	83
要介護4	127	149	157	157	157	157
要介護5	117	102	108	108	108	108
介護老人保健施設	277	303	317	334	351	351
要介護1	25	21	28	30	31	31
要介護2	34	30	38	40	42	42
要介護3	73	55	86	90	95	95
要介護4	86	121	98	104	109	109
要介護5	59	76	67	70	74	74
介護療養型医療施設	61	35	35	40	40	45
要介護1						
要介護2						
要介護3	3	10	10	10	10	15
要介護4	21	10	10	15	15	15
要介護5	37	15	15	15	15	15
地域密着型介護老人福祉施設			29	29	58	116
要介護1						
要介護2						
要介護3						
要介護4			14	14	29	58
要介護5			15	15	29	58

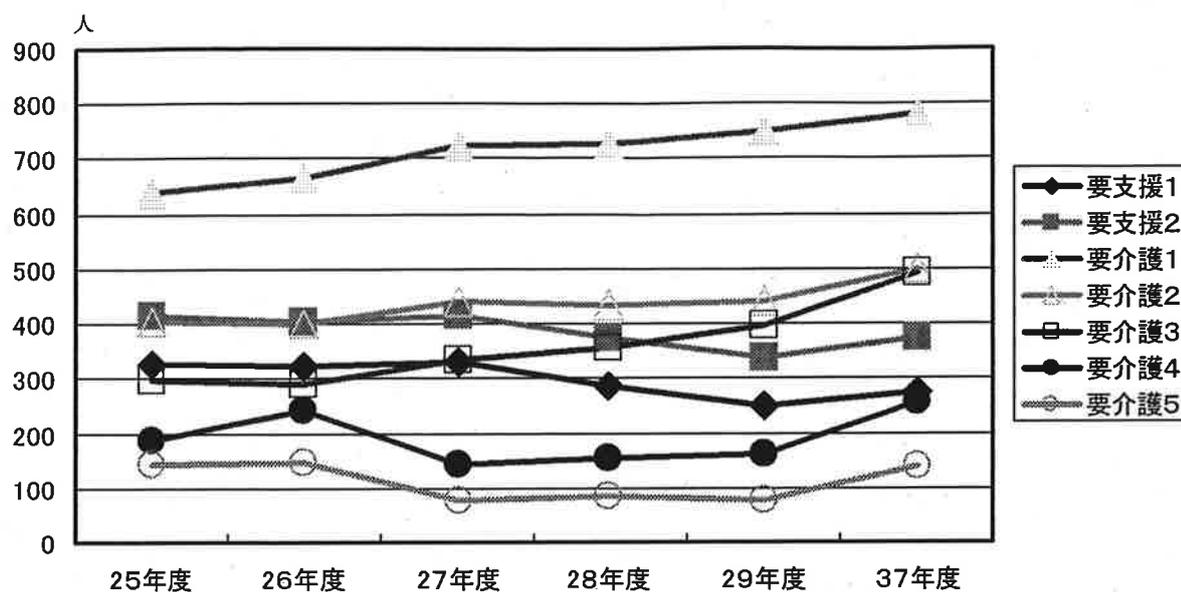
(2) 居住系サービス利用者数(人)

(単位 人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
合 計	72	80	91	129	131	173
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	59	72	72	108	108	144
要介護1	18	22	22	32	32	43
要介護2	17	20	20	30	30	40
要介護3	20	24	24	36	36	48
要介護4	4	5	5	8	8	10
要介護5	1	1	1	2	2	3
特定施設入居者生活介護	13	8	19	21	23	29
要支援1	1	0	4	4	5	6
要支援2	3	3	5	6	6	8
要介護1	6	5	7	8	8	10
要介護2	0	0	0	0	0	0
要介護3	1	0	1	1	1	1
要介護4	1	0	1	1	1	2
要介護5	1	1	1	1	2	2

2 標準的居宅サービス・標準的地域密着型サービス受給対象者数（人）

受給対象者は、前節の要介護（要支援）認定者数の推計から(1)の施設・居住系サービス利用者数を差し引いた人数です。



(単位 人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
要支援1	327	324	329	288	250	275
要支援2	416	403	415	374	337	374
要介護1	641	664	722	726	748	784
要介護2	405	400	440	435	440	499
要介護3	299	290	336	358	397	494
要介護4	186	241	143	154	160	258
要介護5	142	147	76	83	77	141
計	2,416	2,469	2,461	2,418	2,409	2,825

VI 介護給付費対象サービスの計画

第1節 居宅サービス（介護給付）

平成26年3月末で、サービスごとの定員に対する1日当たりの利用状況は、次のとおりの稼働率となっています。

- ・通所介護（デイサービス） 64.8%
- ・通所リハビリテーション 70.2%
- ・短期入所生活介護（ショートステイ） 77.3%

こうした利用状況等を踏まえ、これまでと同様にサービスの利用が推移することを前提に必要量及び給付費を推計しました。

VI 介護給付費対象サービスの計画

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
1 居宅サービス(千円)	1,786,164	1,845,990	1,915,105	2,602,895
①訪問介護				
給付費(千円)	124,689	126,572	128,270	134,282
回数(回)	4,263	4,343	4,417	4,561
人数(人)	298	300	302	277
②訪問入浴介護				
給付費(千円)	45,830	45,779	48,505	64,930
回数(回)	422	420	445	593
人数(人)	62	62	62	63
③訪問看護				
給付費(千円)	37,422	39,758	41,767	49,876
回数(回)	369	390	409	487
人数(人)	65	65	65	66
④訪問リハビリテーション				
給付費(千円)	48,318	52,930	57,827	70,241
回数(回)	1,356	1,501	1,649	2,031
人数(人)	110	115	122	107
⑤居宅療養管理指導				
給付費(千円)	4,784	4,855	4,965	5,635
人数(人)	48	56	60	68
⑥通所介護				
給付費(千円)	780,645	824,723	872,630	1,322,574
回数(回)	8,232	8,723	9,248	14,026
人数(人)	888	931	977	1,364
⑦通所リハビリテーション				
給付費(千円)	223,276	222,880	225,716	362,770
回数(回)	1,993	1,996	2,060	2,969
人数(人)	209	209	218	291
⑧短期入所生活介護				
給付費(千円)	352,537	354,650	356,179	393,849
日数(日)	3,686	3,662	3,634	3,296
人数(人)	330	334	338	412
⑨短期入所療養介護				
給付費(千円)	27,309	27,754	28,951	33,776
日数(日)	185	177	172	141
人数(人)	31	32	36	45
⑩特定施設入居者生活介護				
給付費(千円)	21,335	23,193	26,015	32,410
人数(人)	10	11	12	15
⑪福祉用具貸与				
給付費(千円)	116,857	116,986	117,775	125,294
人数(人)	714	718	736	769
⑫特定福祉用具販売				
給付費(千円)	3,162	5,910	6,505	7,258
人数(人)	3	10	10	12
2 住宅改修				
給付費(千円)	16,636	18,232	20,109	24,147
人数(人)	2	5	6	10
3 居宅介護支援				
給付費(千円)	217,905	223,839	231,392	270,106
人数(人)	1,286	1,325	1,370	1,608

第2節 地域密着型サービス

複合型サービス、夜間対応型通所介護等のサービスについては、今後のニーズを踏まえた事業化の可能性を検討すること、小規模多機能型居宅介護の利用が進んでいること、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の利用率がほぼ100%で推移していることが重要です。

こうした状況を踏まえ、必要量及び給付費を推計しました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
地域密着型サービス（千円）	616,653	826,026	912,317	1,352,473
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
給付費（千円）	—	67,512	69,088	130,516
人 数（人）	—	20	22	40
② 夜間対応型訪問介護				
給付費（千円）	—	—	—	—
人 数（人）	—	—	—	—
③ 認知症対応型通所介護				
給付費（千円）	45,379	88,096	97,450	165,064
回 数（回）	520	1,022	1,126	1,903
人 数（人）	24	40	40	40
④ 小規模多機能型居宅介護				
給付費（千円）	295,696	295,696	295,696	356,028
人 数（人）	125	125	125	147
⑤ 認知症対応型共同生活介護				
給付費（千円）	199,514	298,658	298,658	398,014
人 数（人）	72	108	108	144
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
給付費（千円）	76,064	76,064	151,425	302,851
人 数（人）	29	29	58	116
⑦ 複合型サービス				
給付費（千円）	—	—	—	—
人 数（人）	—	—	—	—

第3節 介護予防サービス

地域支援（介護予防）事業の実施により要支援認定者及び予防給付費の伸び率は鈍化傾向にあること、サービスの利用が進んでいくこと、訪問介護・通所介護サービスを地域支援事業に平成30年までに段階的に完全移行することが重要です。

こうした状況を踏まえ、必要量及び給付費を推計しました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
1 介護予防サービス（千円）	196,460	171,500	129,051	68,722
① 介護予防訪問介護				
給付費（千円）	18,000	15,062	9,363	—
人 数（人）	98	82	51	—
② 介護予防訪問入浴介護				
給付費（千円）	459	829	1,095	1,876
回 数（回）	5	10	12	15
人 数（人）	7	10	12	17

VI 介護給付費対象サービスの計画

③ 介護予防訪問看護	給付費(千円)	1,115	1,212	1,324	2,250
	回数(回)	13	14	15	15
	人数(人)	5	6	9	15
④ 介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	6,024	6,290	6,467	7,535
	回数(回)	196	206	214	261
	人数(人)	19	20	20	20
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	987	1,104	1,226	1,462
	人数(人)	8	8	9	13
⑥ 介護予防通所介護	給付費(千円)	133,553	107,710	67,661	—
	人数(人)	327	264	166	—
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	9,327	9,816	10,486	12,769
	人数(人)	17	18	20	24
⑧ 介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	7,136	7,393	7,914	8,566
	日数(日)	100	110	118	128
	人数(人)	19	23	24	30
⑨ 介護予防短期入所療養介護	給付費(千円)	427	539	581	1,286
	日数(日)	6	7	8	17
	人数(人)	10	6	5	3
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	10,134	11,615	12,268	15,922
	人数(人)	9	10	11	14
⑪ 介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	8,395	8,994	9,693	15,922
	人数(人)	136	146	158	259
⑬ 介護予防特定福祉用具販売	給付費(千円)	903	936	973	1,134
	人数(人)	9	18	19	23
2 地域密着型サービス(千円)		14,884	16,163	15,946	15,980
① 介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	2,767	4,046	3,829	2,891
	回数(回)	22	33	31	24
	人数(人)	3	5	5	5
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	12,117	12,117	12,117	13,089
	人数(人)	17	17	17	19
3 住宅改修	給付費(千円)	10,262	10,999	12,243	15,922
	人数(人)	9	9	10	14
4 居宅介護支援	給付費(千円)	23,264	23,548	23,755	25,866
	人数(人)	458	464	468	510
予防費用計(千円)		244,870	222,210	180,995	126,160

第4節 施設サービス

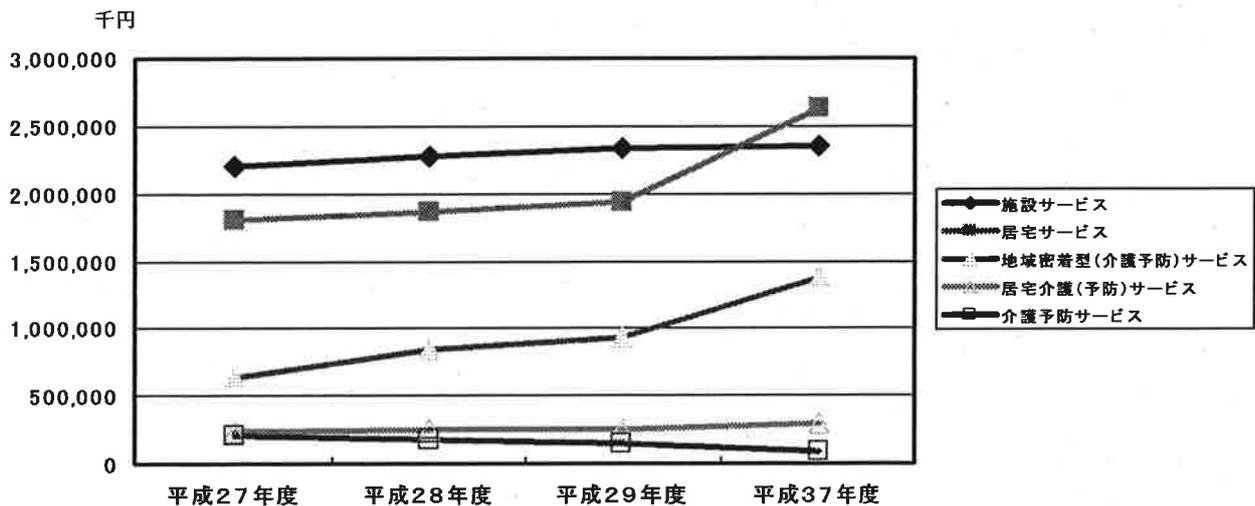
介護保険施設は満床状態であること、また、介護老人福祉施設への入所希望者数を考慮することから、施設サービスと居宅サービスのバランスをとることが重要です。

こうした状況を踏まえ、必要量及び給付費を推計しました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
施設サービス(千円)	2,203,944	2,276,001	2,331,159	2,350,144
① 介護老人福祉施設				
給付費(千円)	1,038,207	1,038,207	1,038,207	1,038,207
人数(人)	348	348	348	348
② 介護老人保健施設				
給付費(千円)	1,023,700	1,076,202	1,131,360	1,131,360
人数(人)	317	334	351	351
③ 介護療養型医療施設				
給付費(千円)	142,037	161,592	161,592	180,577
人数(人)	35	40	40	45

第5節 各サービス別給付費の推移

第1節から第4節までの費用を合算すると3年間に必要な総給付費となります。



○標準給付費見込額

(単位 円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
総給付費	5,070,494,537	5,387,049,568	5,565,252,209	6,693,141,001
特定入所者介護サービス費等給付額	158,109,585	147,295,552	165,515,243	196,892,652
高額介護サービス費等給付額	105,126,857	111,265,076	117,761,699	154,519,879
高額医療合算介護サービス費等給付額	11,170,472	12,361,484	13,679,484	25,637,818
算定対象審査支払手数料	5,212,485	5,254,184	5,296,166	5,533,920
合計	5,350,113,936	5,663,225,864	5,867,504,801	7,075,725,270

Ⅶ 地域支援事業の展開

○計画策定にあたって

介護保険事業計画の策定にあたり、次のような会議や関係団体との検討会を実施し、それぞれの立場での活動の現状を踏まえ、今後に向けての具体的な施策を話し合いました。

- 1 地域包括ケア会議
- 2 民生委員・児童委員意見交換会
- 3 ふれあいランチサービス意見交換会

1 地域包括ケア会議

- ①認知症高齢者及び家族の支援
- ②介護予防の推進

の2つのテーマについて、地域ケア会議で課題と今後の具体策を検討しました。

(1)認知症高齢者及び家族の支援

①認知症の正しい知識の普及・啓発

認知症に対する理解不足や地域住民の交流の希薄化という課題に対し、子ども世代から高齢者に関わる各職種まで、広く「認知症サポーター養成講座」を通して啓発する。

②相談体制の充実と家族支援

認知症状が進行してからの相談が多いという現状に対し、相談窓口の周知と家族支援の充実を図る。

③早期の相談・受診と適切な支援

早期受診の『早期』の捉えかたがあいまいで支援体制が不明確という現状に対し、医療・介護の各職種の役割分担や支援の流れを明確にし、連携を強化する。

(2)介護予防の推進

①介護予防教室

通所型介護予防教室参加者の教室終了後の受け皿がない、高齢者の集まる場は参加者が固定化してきているという現状に対し、集まりの場づくりの支援や、自分たちで考えて楽しみながらできる活動の提案などを積極的に展開する。

②担い手づくり

地域の『お世話焼き』の方々の活動を支援するためにも、自治会の理解と協力のもと担い手のネットワークを構築する。

2 民生委員・児童委員意見交換会

① ハートで地域づくり

- ・近所でちょっとした高齢者の問題が解決できるような協力体制を整備する。
- ・「地域づくり」の要は民生委員・児童委員であるという強い思いがある。
- ・空き家などを利用して高齢者が自由に集い、交流できる場を地域で作る。

② 顔の見える関係づくり

- ・誰もが集えるサロンを地域で開設する。
- ・男性や新顔の人、身体が弱った人など、誰もが集まることができる「ふれあいランチ」を実施する。
- ・福祉に関心を持ったサポーターを増やす。

③ 「高齢者サロン」作りを目指して

- ・いろいろな目的・年代・規模の集まりの場を創出する。
- ・ボランティアとしての生きがいを利用した協力者の養成をする。
- ・一人暮らしの人への対策として個人情報保護を考慮したゆるやかな見守りの実践をする。
- ・近隣で声をかけあうことによる移送サービスを実施する。

④ 「心の通い合う地域づくり」が大事

- ・若い人を含めて勉強や話し合いを行い現状を把握し、学ぶ。
- ・ライフライン（交通手段）を確保する。
- ・『助けて』と言える人がたくさんいる地域づくりをする。
- ・働く場や生きがいづくりの場を設けるなど大きな視野で考える。

⑤ 一人一人を大切に地域のみんなで乗りこえる

- ・緩やかな見守りを継続していく。
- ・集いの機会を創出する。
- ・隣り近所同士、気軽に助け合える雰囲気大切に作る。

3 ふれあいランチサービスグループ意見交換会

① 活動に参加者を巻き込む

様々な団体を巻き込んで担い手の確保を試み、参加者と担い手を分け隔てなく捉え、どちらも楽しいと思える活動を継続する。

② みんなで楽しくふれあいランチ

建物の整備や、歩いていける身近な場所での開催など、誰もが参加しやすい環境を整える。

③ 70歳の心をつかもう

新規の方が参加しやすいように、招待状のような形で楽しくお誘いする工夫を試みる。

④ 男性グループを巻き込め

活動グループ（各種スポーツの集まり）との連携を図り、男性が参加しやすい環境を整える。

○地域支援事業の展開

地域支援事業の実施にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みを一層推進させていきます。

介護予防事業では「生活支援サービスの充実」、包括的支援事業では「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」を強化推進していきます。

第1節 介護予防事業

日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえ、地域のニーズに即した介護予防事業の効果的な推進を図ります。今後予想される独居・高齢者世帯の増加、更には認知症高齢者の増加に対し、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするための「地域包括ケアシステム」の構築を地域ごとに整備していきます。

現行の二次予防事業に加え、予防通所介護や予防訪問介護など介護予防給付の一部を合わせて、予防介護・日常生活支援総合事業（総合事業）として実施します。

地域支援事業の移行についての考え方	
<現行> 27年度まで	<見直し後> 28年度以降
介護予防給付(要支援1・2) 訪問看護、福祉用具等	現行と同様 介護予防給付(要支援1・2) 訪問看護、福祉用具等
介護予防給付(要支援1・2) 通所介護、訪問介護	移行 介護予防・日常生活支援総合事業 〔支援認定者・チェックリスト該当者 および一般高齢者〕
介護予防事業 ○ 二次予防事業 二次予防事業対象者把握事業 通所型介護予防事業 訪問型介護予防事業 二次予防事業評価事業 ○ 一次予防事業 介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 一次予防事業評価事業	多様化 ◎ 介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス 訪問型サービス 生活支援サービス 介護予防支援事業 ○ 一般介護予防事業 介護予防把握事業 介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 一般介護予防事業評価事業 ◎ 地域リハビリテーション活動支援事業
包括的支援事業 ○ 地域包括支援センター運営事業 介護予防ケアマネジメント事業 総合相談支援・権利擁護事業 包括的継続的ケアマネジメント事業 ◎ 認知症施策の推進 ◎ 生活支援サービスの体制整備	地域支援事業 包括的支援事業 ○ 地域包括支援センター運営事業 総合相談支援・権利擁護事業 包括的継続的ケアマネジメント事業 地域ケア会議の充実 ◎ 在宅医療・介護連携の推進 ◎ 認知症施策の推進 ◎ 生活支援サービスの体制整備 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)
任意事業 ○ 介護給付等費用適正化事業 ○ 家族介護支援事業 家族介護支援事業 認知症高齢者見守り事業 家族介護継続支援事業 ○ その他事業 成年後見制度利用支援事業 福祉用具住宅改修支援事業 地域自立生活支援事業	◎ 介護給付等費用適正化事業 ○ 家族介護支援事業 家族介護支援事業 家族介護継続支援事業 ○ その他事業 成年後見制度利用支援事業 福祉用具住宅改修支援事業 地域自立生活支援事業

(1) 二次予防事業

現行の二次予防事業および介護予防給付における通所介護をあわせ、新たに総合事業の中の介護予防・生活支援サービス事業として展開します。

通所型介護予防事業の対象者および介護予防給付のうち通所介護のみの利用希望者に対し、「きときとチェックシート」を活用することで、それぞれの対象者が区別されることなく迅速に通所型サービスの利用が可能となるよう体制を整備します。

また、介護予防給付のうち訪問介護のみの利用希望者に対しても、通所介護と同様に訪問型サービスの利用が可能となるよう体制を整備します。

更に、ケアネット21事業など住民主体の様々な活動との連携を強め、見守りや声かけ、配食など、地域住民のニーズに合わせた多様な生活支援サービスの充実を図ります。

総合事業の実施に当たっては、市および各圏域に地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していきます。

また、介護予防・生活支援サービスの体制整備にあたっては、地区社会福祉協議会や自治会、民間企業、事業所やシルバー人材センターなど、多様な主体によるサービスの提供体制を構築していきます。また、地域住民が中心となって活動する拠点づくりを目指し、サポーター養成を実施します。

(2) 一次予防事業

現行の一次予防事業は、一般介護予防事業として、心身の状況等によって分け隔てることなく、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

一般介護予防事業の実施に当たっては、高齢者自らが自分の健康状態を把握し介護予防に効果的な活動につながるよう啓発に努めます。また、自治会と連携し身近な場所で気軽に楽しみながら介護予防ができる「集いの場づくり」に取り組みます。さらに、老人クラブ連合会等と連携し、メディア等を利用した積極的な介護予防の啓発活動や、各種健康増進活動への支援を行います。

介護予防の推進に当たっては、リハビリテーション専門職による助言や支援を受け、より効果的な取り組みとなるよう機能強化を図ります。

第2節 包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムを構築します。実施に際しては、「共助」を基本とした地域、関係団体、民間企業や市の協働による「地域力」の発揮に重点を置いて取り組みます。また、日常生活圏域に設置した4つのランチ機能の充実を図り、高齢者が身近な地域で気軽に相談できる体制の拡充に努めます。

(1) 介護予防ケアマネジメント

現行の二次予防事業および介護予防給付から移行された介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、圏域ごとに設置する生活支援コーディネーター等によりサービス調整や支援を行います。

(2) 総合相談支援事業・権利擁護事業

引き続き、地域包括支援センターやブランチの役割の周知に努めながら事業を実施するとともに、支援が必要な高齢者の早期把握と円滑な対応を重点に置いて取り組みます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

引き続き、ケアマネジャーの技術向上およびケアマネジメントの公正・中立を確保するため、市内事業所のケアマネジャーの支援を行います。

(4) 地域包括ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの構築にむけて地区単位での「地域包括ケア会議」を引き続き開催し、地域の民生委員・児童委員、自治会、地区社会福祉協議会など関係機関とのネットワークの強化を図り課題の検討をすすめます。

(5) 在宅医療・介護連携の推進

在宅療養者とその家族が安心して在宅生活を送ることができるよう、在宅患者情報共有システムを導入し、在宅医療・介護を担う多くの専門職の連携を強化します。

更に、氷見市医師会等と連携し、研修会などを通して在宅医療・介護の充実を図ります。

(6) 認知症施策の推進

認知症地域支援推進員（推進員）を地域包括支援センターおよびそのブランチに配置し、認知症の人やその家族の相談支援を行い、医療や介護サービス等につなぐ体制を整えます。

また、認知症家族支援の充実として、介護体験者の集まりの場「ホッとおしゃべりサロン」の会を支援していきます。

更に、医療と介護の連携の下、医療福祉の専門職による、認知症の人やその家族の早期の適切な支援体制の構築を検討します。

認知症施策についての検討会を通して、社会資源を含めたこれらの体制を「認知症ケアパス」として整理し、適切なサービス提供までの流れを示していきます。

引き続き認知症サポーター養成講座やイベント等を通して、認知症に対する正しい理解を促し、地域における見守り体制の構築など認知症にやさしいまちづくりを目指します。

(7) 生活支援サービスの体制整備

総合事業における介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進していくことを目的に、生活支援コーディネーターを市及び各圏域に配置します。

生活支援コーディネーターは、地域のニーズを捉え、生活支援の担い手の養成、サービスの開発や関係者のネットワーク化に取り組みます。

また、総合事業の推進に当たっては、情報共有や連携強化の場としての協議体を設置し、その体制整備に向けて検討していきます。

(8) 地域包括ケアシステムの構築について

医療・介護・住まい・予防・生活支援サービスを身近な地域で包括的に確保される体制である地域包括システムについて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、在宅医療・介護の連携を一層推進し、専門職（保健・福祉・医療）のネットワークや地域の自主的な活動を推進し、地域の実情や特性に応じた包括的なサービス提供体制の構築に向けた取り組みを進めます。

また、関係部局との連携強化を図ります。

第3節 任意事業

身寄りがなく判断能力が不十分な認知症高齢者等に対し、成年後見手続き等の助成を行う成年後見制度利用支援事業を引き続き実施します。

また、「介護給付等費用適正化事業」「家族介護支援事業」及び「その他事業」も継続して実施します。

○地域支援事業に要する費用

事業名		平成27年度	(単位 円)
介護予防事業			
二次予防事業		38,032,395	
	二次予防事業対象者把握事業	5,349,629	
	通所型介護予防事業	32,610,766	
	訪問型介護予防事業	72,000	
	二次予防事業評価事業		
一次予防事業		31,547,191	
	介護予防普及啓発事業	4,165,774	
	地域介護予防活動支援事業	27,381,417	
	一次予防事業評価事業		
介護予防事業費計（Ⅰ）		69,579,586	
包括的支援事業			
	地域包括支援センター運営費	50,341,097	
	○新認知症施策の推進	140,440	
	○新生活支援サービスの体制整備	280,480	
包括的支援事業計（Ⅱ）		50,762,017	
任意事業			
	介護給付等費用適正化事業	4,360,252	
家族介護支援事業		7,091,698	
	家族介護支援事業	900,000	
	認知症高齢者見守り事業	1,502,698	
	家族介護継続支援事業	4,689,000	
	その他事業		
その他事業		18,958,220	
	成年後見制度利用支援事業	833,440	
	福祉用具住宅改修支援事業		
	地域自立生活支援事業	18,124,780	
	その他事業		
任意事業計（Ⅲ）		30,410,170	
合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）		150,751,773	

○地域支援事業に要する費用

		(単位 円)	
事業名		平成28年度	平成29年度
介護予防・日常生活支援総合事業			
	介護予防・生活支援サービス事業	71,244,700	106,071,800
	通所型サービス	47,717,900	65,796,000
	訪問型サービス	4,886,000	10,635,000
	生活支援サービス	5,440,800	5,440,800
	介護予防支援事業(ケアマネジメント)	13,200,000	24,200,000
	一般介護予防事業	37,657,000	40,657,000
	介護予防把握事業	4,020,000	4,020,000
	介護予防普及啓発事業	5,318,000	8,318,000
	地域介護予防活動支援事業	28,319,000	28,319,000
	一般介護予防事業評価事業		
	地域リハビリテーション活動支援事業		
介護予防・日常生活支援総合事業計(Ⅰ)		108,901,700	146,728,800
包括的支援事業			
	総合相談支援・権利擁護事業	64,150,000	64,150,000
	在宅医療・介護連携の推進	848,000	848,000
	認知症施策の推進	8,900,800	11,450,000
	生活支援サービスの体制整備	19,300,000	28,300,000
包括的支援事業計(Ⅱ)		93,198,800	104,748,000
任意事業			
	介護給付等費用適正化事業	4,360,000	4,360,000
	家族介護支援事業	5,940,000	5,940,000
	家族介護支援事業	900,000	900,000
	家族介護継続支援事業	5,040,000	5,040,000
	その他事業		
	その他事業	15,820,000	16,120,000
	成年後見制度利用支援事業	600,000	600,000
	福祉用具住宅改修支援事業		
	地域自立生活支援事業	7,500,000	7,800,000
	その他事業	7,720,000	7,720,000
任意事業計(Ⅲ)		26,120,000	26,420,000
合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)		228,220,500	277,896,800

VIII 第1号被保険者保険料の見込み

○第1号被保険者の保険料

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
第1号被保険者数(人)	17,489	17,529	17,569	52,587
前期高齢者(65~74歳)	8,429	8,402	8,375	25,206
後期高齢者(75歳~)	9,060	9,127	9,194	27,381
所得段階別加入割合(%)	100.0			
第1段階	12.1			
第2段階	6.3			
第3段階	6.0			
第4段階	17.9			
第5段階	21.2			
第6段階	17.2			
第7段階	10.6			
第8段階	5.4			
第9段階	1.5			
第10段階	1.1			
第11段階	0.7			
弾力化補正後被保険者数(人)	17,559	17,600	17,640	52,799
標準給付費見込額(円)	5,350,113,936	5,663,225,864	5,867,504,801	16,880,844,601
地域支援事業費(円)	150,751,773	228,220,500	277,896,800	656,869,073
第1号被保険者負担相当額(円)	1,210,190,456	1,296,118,200	1,351,988,352	3,858,297,008
調整交付金相当額(円)	270,984,676	288,606,378	300,711,680	860,302,734
調整交付金見込交付割合(%)	5.95	5.81	5.61	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9511	0.9573	0.9664	
所得段階別加入割合補正係数	1.0061	1.0061	1.0061	
調整交付金見込額(円)	322,472,000	335,361,000	337,399,000	995,232,000
財政安定化基金拠出見込額(円)				
財政安定化基金拠出率(%)	0.0			
財政安定化基金償還金(円)				0
介護給付費準備基金残高(円)				280,000,000
介護給付準備基金取崩額(円)				280,000,000
財政安定化基金取崩による交付額(円)				0
審査支払手数料1件当たり単価(円)	70	70	70	
審査支払手数料支払件数(件)	74,464	75,060	75,660	
審査支払手数料差引額(円)				0
市町村特別給付(円)				0
保険料収納必要額(円)				3,443,367,743
予定保険料収納率(%)	99.0			
保険料(年額)				65,875円
保険料(月額)				5,490円

※ 参考 平成37年度保険料(年額) 98,826円(月額) 8,236円

第5期保険料基準月額 5,358円
 サービス利用増による影響額 639円
 制度改正による影響額 △61円 (報酬改定分△61円)
 基金取崩による影響額 △446円 (市準備基金△446円)

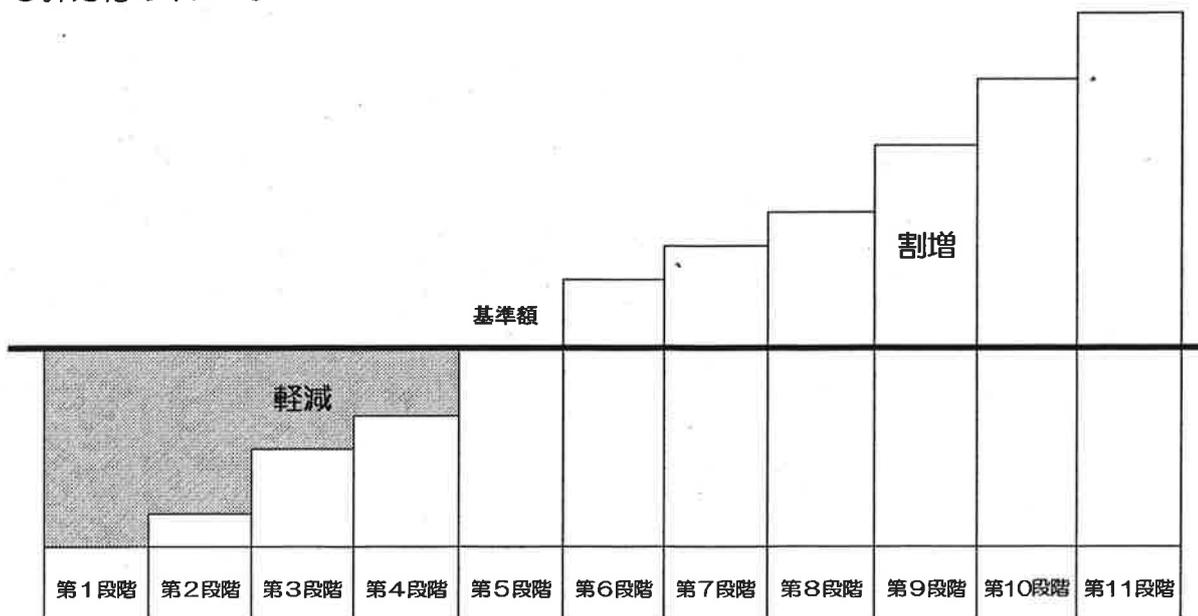
第6期保険料基準月額 5,490円

○所得段階別保険料年額

国の段階

第1段階	29,600円	基準額×0.45	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税、または、世帯全員が住民税非課税者で年金収入+合計所得金額の合計が80万円以下	第1段階
第2段階	46,100円	基準額×0.7	世帯全員が住民税非課税者で年金収入+合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	第2段階
第3段階	49,400円	基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税者で年金収入+合計所得金額の合計が120万円超	第3段階
第4段階	59,300円	基準額×0.9	本人が住民税非課税者で年金収入+合計所得金額の合計が80万円以下	第4段階
第5段階	65,900円	基準額	本人が住民税非課税者で第4段階に該当しない	第5段階
第6段階	79,100円	基準額×1.2	本人が住民税課税者で合計所得金額が120万円未満	第6段階
第7段階	85,700円	基準額×1.3	本人が住民税課税者で合計所得金額が120万円以上190万円未満	第7段階
第8段階	98,900円	基準額×1.5	本人が住民税課税者で合計所得金額が190万円以上290万円未満	第8段階
第9段階	112,100円	基準額×1.7	本人が住民税課税者で合計所得金額が290万円以上400万円未満	第9段階
第10段階	131,800円	基準額×2.0	本人が住民税課税者で合計所得金額が400万円以上700万円未満	
第11段階	138,400円	基準額×2.1	本人が住民税課税者で合計所得金額が700万円以上	

○弾力化のイメージ



1 市町村特別給付

居宅サービス費の支給限度基準額の引上げや介護保険法で定められた保険給付対象外のサービスを介護保険給付とすることができます。

この場合、第1号被保険者の保険料のみで賄わなければならない、保険料を上昇させる原因となるため、引き続き、第6期計画においても実施を見送り、介護予防教室や配食サービス、おむつ支給などは、引き続き、地域支援事業で実施します。

2 低所得者への配慮

介護保険制度では、低所得者が介護サービスを円滑に利用できるよう保険料や利用料の負担軽減について配慮されています。

保険料については、現在の第2段階を新第1段階として、保険料の基準を0.5から0.45へ、現在の第5段階を新第4段階として、保険料の基準を0.95から0.9へそれぞれ引き下げるほか、市の介護給付費準備基金を最大限取り崩すことで、保険料の上昇を抑制します。また、公費による保険料軽減については、国及び県内の状況を注視しながら、随時、実施を検討していく予定です。

利用料については、高額介護サービス給付や特定入所者介護サービス給付等の軽減制度や社会福祉法人等による使用者負担軽減制度等の活用に努めます。

3 介護給付等の適正化

(1) ケアマネジメントの充実

ケアマネジャーによる適切なケアマネジメントが行われるよう、ケアプラン作成等に関する研修・指導や地域包括ケア会議を通じた指導・支援の充実を図ります。

(2) サービス事業者相互の連携

介護サービス事業者連絡協議会が実施するサービスの質の向上を目指した研修や情報交換等を支援するとともに、サービス事業者相互の連携強化を図ります。

(3) 介護相談員の派遣

介護相談員をサービス事業所に派遣し、サービス利用者の疑問や不安、不満の解消を図るとともに、利用者と事業者、利用者と保険者との橋渡し役となってサービスの改善、質の向上を図ります。

(4) 苦情処理・事故報告システムの運用

市で受け付けたサービス利用者からの苦情については、苦情処理機関の仲介など利用者の意向に沿って対処します。また、事故報告も含めた事業者管理システムの一元的な運用

に努めるとともに、サービス事業者への立ち入りや地域密着型サービス事業者への指導・監督を通じサービスの質の確保・向上に努めます。

(5) 介護給付費適正化等

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムやケアプラン分析システムを活用した保険給付の適正化に努めるほか、国の介護政策評価支援システムを活用した政策評価に努めます。

IX サービス基盤整備

1 広域分

施設サービスについては、大規模な施設整備ではなく、地域密着型サービスや在宅サービスを含めたトータルなサービス基盤の整備に努めます。

また、認定者の増加に伴う居宅サービスの利用増が見込まれますので、引き続き、民間事業者の参入促進を図り、その充実に努めます。

2 地域密着分

施設・居住系サービスとしては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）1施設（29床）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）4ユニット（36人）を整備するほか、居宅系サービスとしては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所、認知症対応型通所介護（認知症デイ）1箇所の整備を進めます。

＜整備計画＞

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小規模特養	29床	29床	58床
グループホーム	72人	108人	108人
定期巡回・随時対応型 介護看護		1箇所	1箇所
認知症デイ	2箇所	3箇所	3箇所

なお、これまで厚生労働省令で定められていた介護予防支援等の事業及び地域包括支援センターにおける人員、設備及び運営に関する基準等が法律の改正により市条例に委任されましたが、独自基準を設定する特殊事情がないため、当面は現行基準を継続します。

3 実施事業者の選定

2で整備を進めることとした地域密着型サービスの提供事業者については、公募により希望者を募り、地域密着型サービス委員会で実施事業者を選考します。

資料1 計画策定の経過

1 調査

- (1) 日常生活圏域ニーズ調査 4月実施
- (2) 要支援ニーズ調査 4月実施
- (3) 居宅介護支援事業所調査 4月実施
- (4) 介護サービス事業所調査 4月実施

2 意見交換会等

(1) 地域ケア会議

- 6/4 8/6 (認知症高齢者)
- 9/3 10/1 (介護予防の推進)

(2) 地域との意見交換会

① 民生委員・児童委員正副会長

- 9/25 地域での高齢者支援活動について 活動の現状と課題
富山福祉短期大学 炭谷 教授によるKJ法

② ふれあいランチサービスグループ

- 10/10 楽しいふれあいランチ活動のために 活動の現状と課題
富山福祉短期大学 炭谷 教授によるKJ法

(3) 職種別意見交換

① 歯科医師会代表

- 7/2 7/14 介護予防について

② 柔道整復師会代表

- 8/5 9/12 12/1 介護予防について

3 介護保険事業計画策定委員会

(1) 第1回策定委員会 8/28

- ・委員の委嘱、会長の選出、副会長の指名
- ・第6期事業計画(骨子)について
- ・介護保険事業の状況について
- ・日常生活圏域ニーズ調査結果について
- ・介護認定者(要支援)実態調査結果について
- ・介護サービス事業所調査結果について
- ・居宅介護支援事業所調査結果について
- ・計画策定スケジュール

(2) 第2回策定委員会 11/27

- 第6期事業計画の基本方針について
- 地域ケア会議の結果について（認知症・介護予防）
- 地域との意見交換会結果
- 職種別意見交換結果
- 必要サービス量の見込みについて（中間）
- 地域支援事業の現状及び展開について（中間）
- 保険料の見込みについて（中間）

(3) 第3回策定委員会 12/18

- 第6期事業計画のとりまとめについて（案）
- 必要サービス量の見込みについて（中間）
- 地域支援事業の現状及び展開について（中間）
- 保険料の見込みについて（中間）

(4) 第4回策定委員会 2/5

- 第6期事業計画のとりまとめについて（最終案）
- 必要サービス量の見込みについて（最終）
- 地域支援事業の現状及び展開について（最終）
- 保険料の見込みについて（最終）

資料2 氷見市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 氷見市における介護保険事業計画の策定について調査審議するため、氷見市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) その他介護保険事業計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、保健・医療関係者、福祉関係者、介護保険サービス事業者、介護保険被保険者等（介護保険被保険者については、公募による者を含む。）のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前条の報告を行ったときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民部福祉介護課において処理する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

資料3 氷見市介護保険事業計画策定委員名簿

(敬称略, 分野別五十音順)

分 野	氏 名	役 職 名
保健・医療関係者	新川 いくみ	氷見市歯科医師会長(就任時)
	西 野 逸 男	氷見市医師会長
	伏 喜 裕 久	氷見市柔道整復師会長
	松 倉 知 晴	高岡厚生センター氷見支所長
福祉関係者	嶋 尾 正 人	氷見市社会福祉協議会長
	高 森 教 昭	氷見市民生委員児童委員協議会長
介護保険サービス事業者	嶋 崎 久 光	朝日山ケアセンター代表 (小規模多機能型居宅介護)
	筑 本 康 夫	特別養護老人ホームはまなす苑氷見施設長
	原 田 悦 子	すわ苑居宅介護支援センター管理者
介護保険被保険者	穴 倉 明 子	公募
	大 引 巻 代	公募
	能 登 谷 久 松	氷見市老人クラブ連合会長
	松 波 久 善	氷見市健康づくりボランティア連絡協議会長
	松 野 修 一	氷見市自治振興委員連合会副会長

資料4 水見市高齢者福祉計画

高齢者福祉計画体系

第1章 社会参加と生きがいづくり

第1節 就労支援

- 1 シルバー人材センターへの支援
- 2 コミュニティビジネスの推進

第2節 高齢者の社会参加の支援

- 1 老人クラブ活動の支援
- 2 ボランティア活動の推進

第2章 安心して生活できる体制づくり

第1節 高齢者を支える相談、見守り体制づくり

- 1 地域包括支援センターの相談支援体制の充実
- 2 認知症高齢者の見守り・支援体制の推進
- 3 ケアネット活動の推進
- 4 買物・外出支援活動の推進

第2節 権利擁護体制の推進

- 1 認知症高齢者の支援

第3節 高齢者にやさしい住環境の支援

- 1 高齢者の住まいの整備
- 2 高齢者生活支援施設への入居支援
- 3 養護老人ホームの入所措置

第4節 在宅生活支援サービスの充実

- 1 在宅支援サービスの着実な推進

第1章 社会参加と生きがいづくり

高齢者が心の若さを保ち続け、生きがいをもって生活を送り続けるには、意欲や能力に応じて地域社会とかかわりを持ち、さまざまな活動を展開することが必要です。

高齢者が「支えられる」対象ではなく、「地域を支える」または高齢者同士で「支えあう」という観点から自らが自分に合った活動を見つけ、地域社会の一員として積極的に社会参加できるよう支援します。

第1節 就労支援

【現状と課題】

高齢者の勤労意欲や地域社会活動への関心が高まっており、雇用・就労環境の確保として、「氷見市シルバー人材センター」の果たす役割は大きいものがありますが、その反面景気の変動や登録会員数の減少により、シルバー人材センターの受託による事業収益は減少傾向にあります。

今後は団塊の世代の高齢化に伴い、就労を希望する高齢者はますます増加することが予想されることから、豊かな経験や知識、技能などを生かせる就労の機会の確保に努め、生涯現役で社会参加ができるよう支援します。

1 シルバー人材センターへの支援

高齢者雇用におけるシルバー人材センターの果たす役割は今後も大きいと予想されることから、事業強化に向けた運営を支援します。

2 コミュニティビジネスの推進

新たな高齢者雇用の場をとおして社会参加できるよう、コミュニティビジネスに関する情報を提供し、起業を支援します。

第2節 高齢者の社会参加の支援

【現状と課題】

市内の老人クラブは95クラブで組織されていますが、加入率は年々減少傾向にあります。高齢期を積極的にどのように過ごすか、さまざまなライフスタイルの中で、生きがいのある活動を推進していくためにも老人クラブの活性化が求められています。

ライフスタイルの一つとしてボランティア活動に参画する高齢者も増加しています。近年では定年退職を機に、それぞれが生活や就業等で培ってきた知識や技術を生かせるボランティア活動への参画を希望する傾向があります。そのようなニーズに対応できるよう、ボランティアを求めている福祉施設や各種団体、地域福祉活動団体からの情報を提供するだけでなく、ニーズに合った活動が提供できるようプログラム開発を進めることが求められています。

1 老人クラブ活動の支援

高齢者が生きがいを持って社会参加することが必要であることから、高齢者の多様性・自発性を十分に尊重しながら、社会奉仕活動や高齢者自身の介護予防、生きがいや健康づくり推進のための活動を展開できるよう、老人クラブ活動を支援します。

(1) 講座・世代間交流の推進

高齢者が学習意欲を満たし、仲間づくりの場となるよう、生きがい講座・文化講演会等の開催や、高齢者が有する知識や経験・技術を生かした世代間交流を推進します。

(2) 健康づくりの推進

手軽に健康づくりができるよう、軽スポーツの推進と氷見市屋内健康広場の活用の促進を支援します。

2 ボランティア活動の推進

氷見市ボランティア総合センターにて情報提供や人材育成を支援します。

また、地域住民の地域支え合い活動が展開されるように広報啓発活動、幅広い人材発掘・育成、各種ボランティア団体、特定非営利活動法人（NPO法人）、関係機関などへの支援、福祉教育の充実に努めます。

第2章 安心して生活できる体制づくり

少子高齢化や核家族化に伴い、独居高齢者や高齢者のみの世帯が急速に増加している一方で、高齢期を迎えても、住み慣れた地域で暮らしていきたいというニーズは高く、それぞれの世帯等を支援する体制や住環境の整備が求められています。

第1節 高齢者を支える相談、見守り体制づくり

【現状と課題】

平成18年度から地域包括支援センターでは、介護保険制度に基づく総合相談機能として、4つの日常生活圏域にそれぞれ地域相談窓口（ランチ）を設置し、高齢者が身近な地域で気軽に相談できる体制をとっています。

近年、認知症や精神疾患、高齢者虐待については、顕在化しにくいものの、増加傾向にあります。このような困難事例に対してより迅速で的確な対応が求められています。

また、平成15年度より地区社会福祉協議会を主体とした地域ケアネット活動が取り組まれており、独居高齢者の孤独感の軽減や高齢者のみの世帯など、その世帯だけでは解決が困難な問題に対し、近隣住民が協力することで、住み慣れた地域での生活を継続することにつながっています。

公共交通網が縮小されていく中、高齢者への買物・通院等の外出手段の確保などの活動が求められています。

1 地域包括支援センターの相談支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

このため、地域包括ケアシステムの中核機関と位置付ける地域包括支援センターにおける相談・情報提供体制の一層の充実を図ります。

支援にあたっては、住民・地域・関係団体・市の協働による「地域力」を活用した高齢者を支えるネットワークの形成と強化に取り組みます。

2 認知症高齢者等の見守り・支援体制の推進

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症本人と家族への応援者である「認知症サポーター」を引き続き養成し、身近な地域での理解、見守り、支援の輪を広げていきます。

また、認知症地域支援推進員（推進員）を地域包括支援センターおよびそのランチに配置し、認知症の人やその家族の相談支援を行い、医療や介護サービス等につなぐ体制を整えます。

更に、医療と介護の連携の下、医療福祉の専門職による、認知症の人やその家族の早期の適切な支援体制の構築を検討し、社会資源を含めたこれらの体制を「認知症ケアパス」として整理し、適切なサービス提供までの流れを示していきます。

行方不明になった認知症高齢者等を早期に発見・対応する「高齢者等見守り・SOSネットワーク事業」についても、更なる効果的な運用に向けてより多くの協力者・協力団体との連携を図っていきます。

3 ケアネット活動の推進

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地区社会福祉協議会が中心となって、日頃から住民同士のふれあい、助け合い、支え合いが行われているふれあいコミュニティ・ケアネット21を支援します。

4 買物・外出支援活動の推進

公共交通網が縮小されていく中、高齢者が今までどおり買物や外出ができるよう、地域が主体となって行う買物・外出支援活動を推進していきます。

第2節 権利擁護体制の推進

【現状と課題】

成年後見制度の活用や老人福祉施設等への措置、消費者被害防止等の事業を実施していますが、そうした権利擁護への支援が必要な高齢者の把握と円滑な対応が引き続き求められています。

1 認知症高齢者の支援

判断能力が不十分な認知症高齢者等に対して、関係機関と連携しながらその権利や財産を守り、専門的にそして継続的に対応する支援を実施します。

第3節 高齢者にやさしい住環境の支援

【現状と課題】

住まいは、地域包括ケアシステムの基礎となるものです。高齢者の住まいに関する選択肢を制限することがないよう、どのような状況であっても利用できる多様な住まいの確保に努め、高齢者が不安を感じることなく、安心して暮らせる安全な住まいづくりのための支援が課題となっています。

1 高齢者の住まいの整備

安否確認や生活相談等高齢者にとって必要なサービスを受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」の整備が進められるよう、関係部局との連携強化を図ります。

2 高齢者生活支援施設¹への入居支援

高齢者世帯が増加している中で、自宅での生活が困難な身寄りのない低所得の一人暮らしや高齢者のみの世帯の人を対象に、スタッフの見守りにより健康を保持し安心して生活が送れるための高齢者生活支援施設への入居を支援します。

¹ 介護の必要はないが、年金所得が少なく、身寄りのない一人暮らし高齢者の入居施設

3 養護老人ホームの入所措置

今後も、環境上の理由や経済上の理由により、自宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できるよう養護老人ホームへの適正な入所措置に努めます。

第4節 在宅生活支援サービスの充実

【現状と課題】

在宅において何らかの生活支援が必要な高齢者等が、それぞれのニーズに応じた福祉サービス等を身近なところで利用できるよう、関係機関等と連携した在宅サービスの確保が求められています。

また、総合事業の推進に当たり、地域資源の開発や地域の多様な主体のネットワークの構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」を配置し、住民主体の活動をはじめ、NPOやボランティアの活動などを踏まえ、多様な事業主体による重層的なサービスの提供体制の構築をめざします。

1 在宅支援サービスの着実な推進

今後も引き続き、日常生活におけるニーズを考慮して、在宅生活支援サービスが多くの高齢者に利用しやすい制度となるよう、次の事業を着実に推進します。

(1) 要介護高齢者ミドルステイ事業

やむを得ない事由により、在宅での介護が困難な高齢者について、中期にわたり指定短期入所生活介護支援事業所等の施設入所を支援します。

(2) 調髪サービス事業

65歳以上のねたきり高齢者、認知症高齢者若しくは重度身体障害者を対象に、富山県理容生活衛生同業組合氷見支部の協力を得て、市内の理容師による調髪サービスを年2回実施します。

(3) ねたきり高齢者等福祉金支給事業

在宅のねたきり若しくは認知症高齢者(所得制限有り・新規申請者は要介護4・5の方に限定)に、福祉金を支給します。

(4) 屋根雪除雪支援事業

在宅で生活するひとり暮らし高齢者等に対し、除雪(屋根雪おろし)に要する経費を助成します。

(5) 軽度生活援助事業

在宅で生活する高齢者が自立した生活を継続できるよう、家まわりの除雪等軽易な日常生活の援助を行います。

(6) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

65歳以上のねたきり高齢者及びひとり暮らし高齢者又は重度身体障害者で寝具類等の衛生管理が困難な方を対象に、寝具類等の水洗い及び乾燥消毒等のサービスを実施します。

(7) 緊急通報装置の設置及び貸与

緊急時の協力員や消防署への通報のため、ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を有料で貸与します。

(8) 紙おむつ支給事業

65歳以上のねたきり高齢者及び認知症高齢者又は重度身体障害者で常時おむつを使用している方(所得制限あり)に対し、月初めに1ヶ月分の紙おむつを支給します。

(9) 家族介護教室

65歳以上で在宅のねたきり等の高齢者を介護する家族を対象に、介護に必要な知識や技術を伝えるとともに、介護者同士の交流や介護スタッフへの相談の機会を持つことで、介護の負担軽減を図ります。

(10) ひとり暮らし高齢者等安否確認事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で調理が困難な要支援・要介護認定者に対し、配食を活用した訪問を行い、安否を確認します。

(11) 地域住民グループ支援事業(ふれあいランチサービス)

70歳以上の高齢者又は65歳以上でひとり暮らしの高齢者を対象に、各地区の公民館等を利用し、地域のボランティアグループ等による給食サービスなどを行います。

氷見市介護保険事業計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月発行

氷見市市民部福祉介護課